

(第一類 第十一号)

衆議院第一回会議 遠信委員会

議録第八号

平成五年五月十九日(水曜日)  
午前十時二十分開議

出席委員

委員長

坂井 久興君

理事

川崎 二郎君

理事 坂井 隆憲君

理事 松浦 昭君

理事 大木 正吾君

理事 赤城 德彦君

理事 衛藤 暁一君

理事 谷垣 祐一君

理事 原田 義昭君

理事 松田 岩夫君

理事 森 英介君

理事 鳥居 一雄君

理事 中井 治君

理事 田中 昭一君

理事 武部 文君

理事 吉岡 賢治君

理事 阿部 未喜男君

理事 田並 脇明君

理事 土肥 隆一君

理事 浅井 美幸君

理事 菅野 悅子君

理事 同日 辞任

理事 衛藤 暁一君

理事 岡島 岩夫君

理事 松田 岩夫君

理事 柳本 卓治君

理事 山本 吉隆君

理事 村田 吉隆君

理事 衛藤 暁一君

理事 山本 正之君

理事 村田 吉隆君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

理事 小林 興起君

理事 佐藤 守良君

理事 今枝 敬雄君

理事 坂井 弘一君

理事 衛藤 暁一君

同月十九日 同日 辞任

中井 治君

</

○山口(憲)政府委員 郵便貯金のシェアの問題でございますけれども、これは、基本的には預金者の皆さん方が選択をしてくださった結果であるというふうに考えております。その結果ということでお、郵便貯金の個人預貯金に占めるシェアというのを見てみますと、十年前、昭和五十七年度末三〇・九%でございましたものが、平成三年度末に三〇・八%，そのときどきによるわずかな振れといふものはござりますけれども、長年にわたりまして約三割というシェアで安定的に推移をしているところでございまして、郵便貯金が肥大化しているとか、肥大化の方向をたどっているとかいふふうなことは、事実としてはございません。

また、銀行のいわゆる個人預貯金に占めるシェアでございますけれども、これも、五十七年度末が三九・六%，平成三年度末が四〇・八%と、約四割のシェアでほぼ安定的に推移をしているといふふうなことでございます。

むしろ、いわゆる信託でございますとか保険でありますとか証券というふうなものを加えた個人貯蓄の分野で見てみると、ただいま申しました昭和五十七年度末で、郵便貯金が二〇・五%から平成三年度末では一九・二%、民間の預貯金も四五・八%から四三・一%と、官民いずれも低下の傾向にあるということでございまして、預貯金の分野に携わる者といったしましては、個人に対する魅力のある商品づくりというふうなことについて、官民力を合わせて努力をむしろしていく必要がある、そういうふうな状況に置かれているのではないかというふうに思つて、いる次第でございます。

○坂井(隆)委員 私も統計で見た感じでは、どうも郵貯だけが肥大化しているという感じはしないわけでございます。

ただ、いろいろな預貯金の増減状況を各年ごとに見てみると、ちょっと動きの中で、どういう動きをしているのかなというようによくわからぬ点があるので御質問したいと思いますけれど

常に、特に平成二年度、平成三年度の動きが極めて大幅な減、大幅な増という形になつて、大幅に減少しております。平成三年度は逆に十一兆六千億という増加になつております。このように非常に平成二年度、平成三年度の動きが極めますけれども、細かく見ますと御指摘のように、平成二年度の純増額が五兆一千四百九億円と大幅なマイナスになりましたけれども、平成三年度の純増額は十一兆六千五百八十億円と大幅なプラスになつて、いるというふうなことでございます。

これは、いわゆる金利の自由化の進行過程で、私たちの公定歩合に連動する規制金利と自由金利が併存しているということのために起こつた現象だというふうに考へておられる次第でございます。すなわち、平成二年度は金利が上昇局面にございましたので、規制金利の上昇がどうしてもおくれるということから規制金利の郵便貯金の方が伸び悩む、そして平成三年度は金利が下降局面でございましたので、規制金利の方が高どまりをするといふふうなことから郵便貯金が大幅な増加を示したものだというふうに考へておられるものでございました。

いずれにいたしましても、この平成二年度、平成三年度、大きく増減状況がぶれましたけれども、これはいわゆる金利の不整合によって生じたものであるというふうな考え方で見ております。

長期的には郵便貯金のシェアは安定的に推移をしておりまして、ただいま申しましたような大幅な増減は一時的なものということでございます。

先生御案内のように、昨年末、定期貯金の金利に関する郵政、大蔵両省間で一定の整理をさせていただきまして、機動的、弾力的に今後金利を定めていくことというふうなことになりましたので、ただいま申しましたようなこのようないふうな郵便貯金の大増急減というふうなことがござつた意味ではなくなるのではないかと、そういう意味でございます。

○坂井(隆)委員 ただいまの局長の答弁にありましたように、金利の不整合でこういう大幅な増減があつた、そういう意味では今回の大蔵、郵政の合意は極めて、これからこういう問題もなくなつていくという意味で、今回郵貯法の改正のこういう審議が行われてることに、私も心からうれしく思う次第でございます。

ちょうど五月十七日の日経新聞に「定期性預金の金利自由化」と書いてあります。「六月二十一日を純増額は十一兆六千五百八十億円と大幅なプラスになつて、いるというふうなことでございます。これは、いわゆる金利の自由化の進行過程で、私どもの公定歩合に連動する規制金利と自由金利が併存しているということのために起こつた現象だというふうに考へておられる次第でございます。すなわち、平成二年度は金利が上昇局面にございましたので、規制金利の上昇がどうしてもおくれるということから規制金利の郵便貯金の方が伸び悩む、そして平成三年度は金利が下降局面でございましたので、規制金利の方が高どまりをするといふふうなことから郵便貯金が大幅な増加を示したものだというふうに考へておられるものでございました。

いずれにいたしましても、この平成二年度、平成三年度、大きく増減状況がぶれましたけれども、これはいわゆる金利の不整合によって生じたものであるというふうな考え方で見ております。

特に、今回の大蔵、郵政の合意をいろいろ見てみると、以前は規制金利体系下の中でしたから、定期貯金の三年目以降の利率というのは民間の二年規定期預金利率とは同一水準としてきましたのであります。その結果、高金利のときにはたわけであります。そのため、高金利のときには多くの場合長期金利が短期金利を下回るという、専門的に言いますと逆イールドと呼んでおりますけれども、そういうような状態になつたりしていきます。したがいまして、これによりまして、中で両者の不整合により生じたものだというふうな考え方にしておりますけれども、今回、郵政、大蔵両省で定期貯金の金利について、金利の設定を市場実勢に合わせて弾力的、機動的に行なうといふふうな形で整理をしたところでございます。したがいまして、これによりまして、官民間のいわゆる資金シフトの発生というふうなことを契機として指摘されておりましたこの商品性の見直し問題というのは実質的に解決をしたもだというふうに考へておられるわけでございます。

それで、そもそも個人預貯金というものの動機

見でみると、病氣でありますとか、あるいは災害の備えという不時、いつお金が必要になるかからぬ、そういうふうな場合への備えというふうなものが七〇%というふうな大変大きな動機になつてゐるわけでございまして、個人の貯金にとって流動性があるということは非常に大切な要素であるというふうに考えております。

また、お預かりしたこの資金というのは、個人の場合には直ちに必要というふうなことでもございませんので、比較的長期に滞留するというふうな傾向があるものですから、いわゆる長期預金としての有利な金利というふうなこともおつけでござるというふうな性格がございまして、いわゆる定期貯金というのは、流動性と収益性を持つた、個人にとって非常にフィットした商品だというふうなことでございますので、こういった商品性といふのは何とかこれからも維持していくということを私どもとして大切なことではないか。特に小口個人に対してサービスをしている郵便貯金としては、これを守つていくということは大切なことですはないかというふうに考えている次第でござります。

○坂井(陸)委員　ただいま局長が言われましたように、定額郵便貯金の役割というのは非常に重要だと私も思いますので、今後とも郵政当局の御努力を心から期待いたしたいと思っております。

そこで、郵貯本体の議論に移りたいと思います。

郵便貯金といいますと、全国津々浦々の郵便局においてとていう言葉が必ず出てくるわけでござります。文字どおり全国各地の郵便局において利用できるのが郵便貯金でありまして、大きな郵便局もあれば、私の田舎でもそうですが、二、三人でしかやっていないという小さな局まであります。二万四千からの郵便局のネットワークで全国をカバーしているところでございます。これは我々が国にとっても貴重な国民的な財産だと思います。銀行は不採算地域に店舗は少ないわけがあり

ます。特に、銀行というのは給料も高くて、私の義理の弟も銀行にいるのですが、本当に物すごい給料を取っていまして、そういう意味におきまして、過疎地とか山間僻地というところというのがどうしても民間金融機関の窓口というの大きな期待はできない。そういうところへの増設というのは余り期待できないわけでございまして、地域において金融サービスを受けることができる場所としての郵便局というのは、そのウエートは今後ますます上昇するものと思うわけでございます。

そこで、郵便貯金事業としての全国あまねく公平なサービス提供に関する今後の考え方あるいは決意というものを聞かせていただきたいと思います。

○山口(憲)政府委員 郵便貯金事業というのは、郵便貯金法第一条に「郵便貯金を簡易で確実な貯蓄の手段としてあまねく公平に利用させることによって、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進すること」これを目的としているのですござります。したがいまして、山間辺地を含みます全国二万四千に今郵便局を置いておりますが、このネットワークによりまして、その時代のニーズに合ったものを全国的に個人金融サービスとして提供していくことが郵便貯金に課せられた重要な使命であるというふうに考えているわけでござります。

そこで、現在進展をしております金融自由化でございますが、これにつきましても、利用者にとって金利の上昇でありますとか、あるいは商品の多様化というふうな形で大きなメリットがあるということ、そういったことから私どもこれを極力推進していきたいという立場をとつておりましてが、同時に、いわゆる収益性の追求というふうなことも厳しくなってくるというふうなことがあります。いわゆる個人の小口でありますとか、あるいは不採算地域の利用者にとってデメリットといふうな、いわゆる陰の部分というふうなものも出てくるというふうなことも考えられるわけでござります。

こうした中で、郵便貯金事業といいたしましては、資金運用面の充実でありますとか、事業の合理化、効率化というふうなことを一層一生懸命に進めまして、また三事業一体のいわゆる効率的経営によりまして、今申しましたような金融自由化の弊害といいうものを補完しながら、全国あまねく公平にサービスをしていくというふうなことを通じまして国民の福祉というふうなことを図っていただきたいというふうに考えておる次第でござります。

○坂井(隆)委員 いずれにしても、今局長さんが言われたような決意のもとで今後とも頑張つてもらいたいと思うのです。

特に、我が国は、今は貯蓄超過の国でありますけれども、二〇〇〇年になりますと高齢化に伴つて貯蓄率がだんだん低下していくと思います。日本が国際的に貢献するに当たつても、貯蓄超過だから貯蓄の不足している国に経済的な移転を行うことができるわけでござりますから、日本の国としてはできるだけ貯蓄率を維持していくような形で経済運営を進めることができると見ています。そういう意味におきましても、日本の貯蓄率の高さの一つに郵便貯金というものがあるわけだと思いますから、全国津々浦々のネットワークをもとに今後とも頑張つていただきたい、心から念願する次第であります。

次に、郵便貯金のもう一つの果たしている役割は財政投融資でございます。

今回の景気対策でも十三兆一千億の総合経済対策が行われたわけでありますから、実際の補正予算に出てくるのは三兆一千億。ですから、かなりは財政投融資の弾力条項とかそういうものの発動によって行われているわけでございます。私も昭和四十九年、五十年と大蔵省の理財局で財政投融資の仕事をやつたことがありますけれども、諸外国からも、財政投融資というのはどういうものだ、どうして日本はそういう弾力的なことができるんだということで、よく調査に来たり話を聞きに来

原資として郵便貯金があるわけございまして、この郵便貯金がなければこういう財政投融資という第二の予算、国民のために弾力的な予算運営というのができないわけだと思います。今後、特に二十一世紀を展望していくと、公的年金が成熟していくに伴って財政投融資の原資がだんだん少なくなってくるわけございますから、その分郵貯の役割はむしろもっと大きい、財政投融資が郵貯に頼る役割は極めて大きいと思うのですね。

そこで、郵便貯金はこれまで財政投融資にその資金を提供して国民生活や社会資本の整備に大きな役割を果たしてきたわけでございますが、その役割は今後とも引き続き重要であると私は思いますけれども、その点についての郵政当局のお考えをお聞かせ願えればと思います。

○山口(憲)政府委員 財政投融資につきましてはいろいろ御議論があるということは承知をしておりますし、また、その時代に応じて変わっていくということも当然だらうと思います。

しかししながら、我が国の社会資本の整備というのは歐米先進国に比較いたしましてもまだ立ちおくれておりますし、今後も社会資本の効率的な整備充実といふふうなものは必要となっていくといふふうに一般的に言われております。また、国民の暮らしに關係の深い住宅の建設でござりますとか、あるいは生活環境施設の充実、あるいはODA投資といった、いわゆる国民生活の向上とか国際貢献とかといふうなものに役立つ政策融資の役割というのも重要であるといふふうに考えておりまして、財政投融資の役割というのも今後とも重要なものではないかというふうに思っております。

一方、ただいまお触れになりましたけれども、原資面で見ますと、年金資金等が高齢化社会の進展とともに先細りをしていくといふことが巷間言われておりますので、そうだといたしますと、郵便貯金に対する期待度というふうなのもまた大きくなるのかなというふうに思っております。



も、本日のこの委員会の審査は、郵便貯金法の一部を改正する法律案の審査であり、とりわけその中で定額貯金の金利の決定にかかる部分が主要な議題になっております。金利の決定はいわば大蔵大臣と郵政大臣の実質的な共管を持ったような性格を持つておりますから、大蔵省は深くこれにかかわっております。したがって、憲法の内閣連帶の責任、あるいは国会法あるいは国家行政組織法等に照らして、大蔵大臣の出席を要求し、あわせて政府委員としての銀行局長の出席を要求をいたしました。

大蔵省政府委員室を通じて連絡ありましたところ、大臣はどうしても都合が悪いので政務次官でいかがでしようかという話がございましたので、これは国家行政組織法上政務次官は大臣のかわりをすることができますから、政務次官で結構でございます。銀行局長は政府委員として当然出席すべきである、こう申し上げました結果、政務次官と銀行局長が出席しますという御連絡をいただき、当委員会の委員部の方からも出ておりますけれども、ちゃんと大蔵省からは村上政務次官、寺村銀行局長が出席をするという連絡を私はいたしております。

にもかかわらず、政務次官はこの委員会に出席をおくらせて、実に四十五分間この委員会の審査が中断をいたしております。あなたは、まずもつておくれた理由と、委員会の皆さんに対する謝罪すべきである、こう考えます。

○村上(誠)政府委員 どうも行き違いがありましたよう申しわけありませんでした。ただ私は、この委員会の前の理事会で、きょうは銀行局長が出られるので、私のような浅学非才は出なくてよいということで、ちょっと所用があつて出ておりました。そこら辺の行き違いについては申しわけなかったと思ひますが、そういう理事会の決定を聞いたので、そういうふうにしたまであります。

も、本日のこの委員会の審査は、郵便貯金法の一部を改正する法律案の審査であり、とりわけその中で定額貯金の金利の決定にかかる部分が主要な議題になっております。金利の決定はいわば大蔵大臣と郵政大臣の実質的な共管を持ったような性格を持つておりますから、大蔵省は深くこれにかかわっております。したがつて、憲法の内閣連帯の責任、あるいは国会法あるいは国家行政組織法等に照らして、大蔵大臣の出席を要求し、あわせて政府委員としての銀行局長の出席を要求をいたしました。

大蔵省政府委員室を通じて連絡ありましたところ、大臣はどうしても都合が悪いので政務次官でいいかがでしようかという話がございましたので、これは国家行政組織法上政務次官は大臣のかわりをすることができますから、政務次官で結構でございます、銀行局長は政府委員として当然出席すべきである、こう申し上げました結果、政務次官だと銀行局長が出席しますという御連絡をいただき、当委員会の委員部の方からも出ておりますけれども、ちゃんと大蔵省からは村上政務次官、寺村銀行局長が出席するという連絡を私はいただいております。

○阿部(未)委員 理事会でどういうお話し合いがあつたか、寡聞にして私は聞いておりませんけれども、政務次官、行政府が立法府に対しても負う責任は、これは大臣が負わなければならない。しかし、申し上げましたように、國家行政組織法によつて大臣が事故があるときは政務次官がかわることができる。したがつて、大蔵省の責任者が出席をしなければならない。率直に言つて私は、あなたが金融政策についてそれほど詳しいとは思つております。それは銀行局長の方が詳しいでしよう。しかし、責任者が国会に責めを負つて出なければならぬという、それが極めて大事であるから私はあなたの出席を待つておつた。こちらが詳しいからこちらが出ていればいいだろう、そういう性格のものではない。立法府と行政府のかかわりについて、いずれあなたも大臣になるのでしょうかからしつかり腹に据えておいてもらいたいと思います。

そこで、早速質問に入ります。

大臣、郵便貯金といいますと、私のイメージの中では、国営の事業であつて、しかも庶民、大衆が貯金をするところ、お金預かってもらうところ、そういうイメージがあります。一方、銀行といいますと、これはお金持ちの皆さんのが余ったお金を預けたり、また必要によつては借り出したりする、いわゆるお金持ちの金融の機関だといふうなイメージがあるし、国民の多くもそういう認識を持つておるのはないかというように思われてなりませんが、大臣、どうお考えですか。

○小泉國務大臣 民間の銀行と郵便局、まあ郵便貯金を比べてどう思うかという質問をすれば、確かに郵便局の方がはるかに親しみやすい、また親切だ、愛着を持たれているのは、私はそのとおりだと思います。

○阿部(未)委員 ここで大臣、その郵便貯金、零細な庶民のお金が集まつて、これが大蔵省の資金運用部に入つて財投になつて、特に私は、戦後日本の産業経済の復興開発にこの郵便貯金で集まつたお金が財投として財政出動をし、戦後日本の復

○阿部(未)委員 理事会でどういうお話し合いがあつたか、寡聞にして私は聞いておりませんけれども、政務次官、行政政府が立法府に対しても負う責任は、これは大臣が負わなければならない。しかし、申し上げましたように、國家行政組織法によつて大臣が事故があるときには政務次官がかわることができる。したがつて、大蔵省の責任者が出席をしなければならない。率直に言って私は、あなたが金融政策についてそれほど詳しいとは思つております。それは銀行局長の方が詳しいでしょう。しかし、責任者が国会に責めを負つて出なければならぬという、それが極めて大事であるから私はあなたの出席を待つておつた。こちらが詳しいからこちらが出ていればいいだろ、そういう性格のものではない。立法府と行政政府のかかわりについて、いずれあなたも大臣になるのでしょうかからしつかり腹に据えておいてもらいたいと思います。

そこで、早速質問に入ります。

大臣、郵便貯金といいますと、私のイメージの中では、国営の事業であつて、しかも庶民、大衆が貯金をするところ、お金を預かってもらうところ、そういうイメージがあります。一方、銀行と

異に果たした役割は非常に大きいものがあった。いわゆる郵便貯金がとりわけ戦後の日本の経済なり産業の開発発展に大きい役割を果たした、そう思つておりますが、大臣、どうお考えですか。

○小泉国務大臣 この戦後の復興に郵便貯金制度、さらには財政投融资の果たした役割は実に大きなものがある、私もそう思つております。

○阿部(未)委員 もう一つ私は、それだけではなく、貯金事業といいますか貯蓄事業の分野において郵便貯金が果たした先導的な役割も非常に大きかった。郵便貯金がいろいろな新しい商品をつくったり、いろいろやっていくことによって民間の金融機関がそこに追いつこうとする、並ぼうとして努力をしてきた。そういう先導的役割も大きな効果があつたと思いますが、どうでしようか。

○小泉国務大臣 いろいろ商品を比べながら競争していくという点も多々あつたと私も思つております。

○阿部(未)委員 いずれまた後で大臣にはお伺いしますが、にもかかわらず大臣は、官業は民業の補完に徹すべきである、あるいは民業でやれないものだけ官業でやればいいのだ、そういう主張をずっとされておりますが、さて、その大臣が早く言えば国民を犠牲にしてまで肩入れをなさるいわゆる民間の銀行は、一体今日まで何をやってきたのだろうか。これから大蔵省に質問しますから、いずれあなたも大蔵大臣になるだろうから、よく聞いておいてください。

まず、政務次官にお伺いしますけれども、戦後の日本では、銀行は一行たりともつぶしてはならない、そういう大蔵省の方針あるいは国策であつたかわかりません、それでいわゆる護送船団方式と呼ばれる金融行政の体制が仕組まれた、そう思つておりますが、それは間違いないでしようか。

○村上(誠)政府委員 阿部委員の御質問にお答えいたします。

護送船団方式についてはいろいろデフィニシヨン、定義があいまいであります、やはり何と

異に果たした役割は非常に大きいものがあった。いわゆる郵便貯金がとりわけ戦後の日本の経済ない産業の開発発展に大きい役割を果たした、そう思っておりますが、大臣、どうお考えですか。

○小泉国務大臣 この戦後の復興に郵便貯金制度、さらには財政投融资の果たした役割は実に大きなものがある、私もそう思っております。

○阿部(未)委員 もう一つ私は、それだけではなく、貯金事業といいますか貯蓄事業の分野において郵便貯金が果たした先導的な役割も非常に大きかった。郵便貯金がいろいろな新しい商品をつくったり、いろいろやっていくことによって民間の金融機関がそこに追いつこうとする、並ぼうとして努力をしてきた。そういう先導的役割も大きな効果があつたと思いますが、どうでしょうか。

○小泉国務大臣 いろいろ商品を比べながら競争していくという点も多々あつたと私も思っております。

○阿部(未)委員 いざれまた後で大臣にはお伺いしますが、にもかかわらず大臣は、官業は民業の補完に徹すべきである、あるいは民業でやれないものだけ官業でやればいいのだ、そういう主張をずっとされておりますが、さて、その大臣が早く

いつでも金融行政の基本は、顧客の保護と金融秩序の安定ということを念頭に置いてやって来ました。特に、基礎体力の弱い銀行を何とか立派に維持運営していく、という基本の理念のもとにやってきたことについては相違ないと思っております。

○阿部(末)委員 政務次官も、護送船団方式と呼ぶか、あるいはその功罪はいろいろあるだろうと思う。私もその功罪はいろいろあっただろうと思います。しかし、その護送船団方式というのが結局は預金者の犠牲の上に成り立ってきたということを私は否定できないと思うのです。

例えばこういうことがござります。例を挙げます。これは平成元年八月二十二日、毎日新聞の記事ですが、「金融機関の青田買い批判」

日経連の鈴木永二会長は二十一日、日経連トップセミナーで大卒の就職について「国の保護を受けて最も自由化が遅れている業種が、大幅な利益があるからといって高額の賃金を払い、製造業がそのため理工系学生の採用ができるないというのはどんなものか」と批判した。これは日経連の鈴木さんのおっしゃったことです。

それからもう一つ、同じ平成元年九月六日、これは朝日新聞の論説です。

パリのような欧米の都市で、街角の一等地を占めるのはレストランや商店である。それにひきかえ、日本では銀行の支店がやたらに目にっこく。

今年の大学卒業予定者の就職戦線で、紳士协定を最初に破ったのは大手銀行だった。学生の人気も高く、有力大学の学生をこつそり確保したようだ。学生が魅力を感じる理由はいろいろあるが、最大のものは、製造業に比べて平均で三割も高い給与である。

なぜこういう事象が起きたか。これはいわゆる護送船団方式でおっしゃったように、最も経営効率の悪い金融機関に歩調を合わせて金利の決定をする。したがって大手の銀行は、もっと利子を払

いっても金融行政の基本は、顧客の保護と金融秩序の安定ということを念頭に置いてやってまいりました。特に、基礎体力の弱い銀行を何とか立派に維持運営していくという基本の理念のもとにやってきたことについては相違ないと思っております。

○阿部(末)委員 政務次官も、護送船団方式と呼ぶか、あるいはその功罪はいろいろあるだろとうおっしゃる。私もその功罪はいろいろあっただろうと思います。しかし、その護送船団方式というのが結局は預金者の犠牲の上に成り立ってきたということを私は否定できないと思うのです。

例えばこういうことがござります。例を挙げます。これは平成元年八月二十二日、毎日新聞の記事ですが、「金融機関の青田買い批判」

日経連の鈴木永一会長は二十一日、日経連トップセミナーで卒業の就職について「国の保護を受け最も自由化が遅れている業種が、大幅な利益があるからといって高額の賃金を払い、製造業がそのため理工系学生の採用ができるないというのはどんなものか」と批判した。

これは日経連の鈴木さんのおっしゃったことです。

える、預金者に利子の還元ができるにもかかわらず、これが過剰利潤となって蓄積されていった。その結果がこういう結果を生んだのだ。これは平成元年の鈴木さんなり朝日新聞の論説の欄に掲げられておるのですが、どうお考えになりますか。

○村上(誠)政府委員 今阿部先生の御指摘であります。私が友人に銀行に勤める者が数多くありますけれども、銀行に勤めている人の仕事の内容、そして仕事の量を見ておりますと、本当に大変だと横見て感じます。ありますから職種によって平均賃金が三〇%高いとかいろいろ御批判があるかもしれません、それぞれの銀行の労使関係における仕事の量によって、その内容によって賃金は決まったものだ、私はかように思っております。

○阿部(未)委員 賃金の決定は、政務次官の言う

ように、ある場合には支払い能力等々、あるいは労使の力関係、そういうもので決まっていくかもわかりません。しかし、それだけの支払い能力を持つておるということ、支払い能力があるということは、大手の銀行が大きかったから支払うことは、大手の銀行の利潤が大きかったから支払う能力ができたのであって、私は、労働の質あるいは労働の時間、そういうものだけで決められるならば、それは銀行マンよりももっときつい仕事を、あるいはもっと密度の高い仕事をしておる人はたくさんあると思いますよ。

○阿部(未)委員 企業の収益性やいろいろな問題があると思うのですが、それは金融業界だから一概にと言える問題ではなくて、各企業の体

質、また企業努力、収益性、利益率、そういういろいろな複合的なものが重なった結果ではないかな、私自身はそう考えております。

○阿部(未)委員 もし護送船団という方式がなかったとするならば、大手の銀行は大手の銀行として上がった利潤を預金者に還元できただけです。

○阿部(未)委員 あなたのおっしゃるような、それぞれの企業で勝手に考えればいいというようなものじゃなくて、その本質が護送船団方式をとったために大手銀行

が過剰な利益を上げた、その結果支払い能力がでてきた人間を引っこ抜いてきて他の産業に迷惑を与えたのではないか。私じゃないのですよ、鈴木さんや朝日新聞の論説がそう論じておるということなんですね。

○阿部(未)委員 企業というのはそれが独立してやってあなたのおっしゃるような理論は成り立つのであって、政府が介入をして護送船団方式をとらせたというこの金融行政、そこに原因があつたと私は言つておるのですよ。あなたの言うのは、一つ一つの企業が利益を上げたのが原因だ。そういうことはないのですよ。政府が介入をして護送船団方式というものをとらせて、低い金利でもって預金者から金を集めたら、大手の銀行は金が余ってきて過剰利潤を生んだ。間違いな

いといったことです。

○村上(誠)政府委員 鈴木さんも立派な方であります。私も私なりに勉強しておりますので、そこら辺は価値観というか判断の基準が違うのではあります。これが否定しますか。

○阿部(未)委員 これは議論しても尽きないのでしょうけれども、政務次官、そういうものを詭弁といつて、後々あなたが偉くなつたとき非常に迷惑しますよ。それは詭弁というのですよ。

あなたは私の質問に答えていいのです。護送船団方式ばかりせばと僕は聞いているのですよ。なかなればどうなつたと思うのですか。それに答えていいでしよう。こういう方式があつたため

あるわけですから、まあ護送船団が、それが即因果関係になるというのは、そう結論づけるのはなかなか私は難しいんじゃないかなという気がいります。

○阿部(未)委員 やはりこれはもう議論しても政務次官がそういう認識なら変わりませんけれど

です。

○村上(誠)政府委員 今委員の御指摘の、利益が上がつたことが護送船団方式ということと因果関係があるという立証は、それはそれぞれの価値観によつてあるかもしれませんけれども、それだけが因果関係にあるということは私は言い切ることはできないと思います。

○阿部(未)委員 それでは、そうでないと言い切れますか。

○村上(誠)政府委員 やはりそれぞれの企業の営業努力や、そしてまた、それぞれの収益性や利益率を含め、いろいろなものが複合してそういう企業体質というものができ上がっている、私はそう思つております。

○阿部(未)委員 企業といふものはそれが独立してやってあなたのおっしゃるような理論は成り立つのであつて、政府が介入をして護送船団方

式をとらせたといつておるのですよ。あなたの言うのは、一つ一つの企業が利益を上げたのが原因だ。そういうことはないのですよ。政府が介入をして護送船団方式というものをとらせて、低い金利でもって預金者から金を集めたら、大手の銀

行は金が余ってきて過剰利潤を生んだ。間違いな

いでしょう。

○村上(誠)政府委員 これは何回言つても水かけ論になるかもしれませんけれども、やはり日本が戦後四十年間ここまで大きく発展してきたのは、やはり国民の皆様方のお金を銀行が集めてそれを企業に貸し付けて、それでここまで発展してきたわけであります。ただ、その各企業の利益がそれだけ多くなつたからなかつたかというのには、各銀行、各企業のそれぞれ経営体质だとか経営努力があるわけですから、まあ護送船団が、それが即因果関係になるというのは、そう結論づけるのはなかなか私は難しいんじゃないかなという気がいります。

○寺村政府委員 CD金利と短期プライムレートの低下の幅についてはまさに御指摘のとおりございました。今、一月時点の数字を御指摘いただ

も、企業努力とかいうのはそれぞれの企業によって行われるものであつて、護送船団方式というのは、国家が介入をしてそういう政策をとつたのですよ。ここに違いがあるのです。もし護送船団方式なかりせば僕はあなたの意見に賛成しますよ。しかし、護送船団という方式を国が介入してとつた、その結果国民の預金は低い金利に据え置かれてしまつたから、余力のある大手の銀行としては上がるだけの利潤を預金者に還元できただけです。まあこれもう一般的な経済学者の常識ですからね。まあこれ以上このことに時間をとつてもつたないからた、そして大手銀行は過剰利潤を生んだ、これはあなたが言つておられますよ。これが問題なんですよ。

○阿部(未)委員 もし護送船団という方式がなされたとするとなるならば、大手の銀行は大手の銀行として上がった利潤を預金者に還元できただけです。

○阿部(未)委員 あなたのおっしゃるような、それぞれの企業で勝手に考えればいいというようなものじゃなくて、その本質が護送船団方式をとつたために大手銀行が過剰な利益を上げたから、余力のある大手の銀行は過剰利潤を生んだのですよ。これが問題なんですよ。

○阿部(未)委員 それでは、そうでないと言い切れますか。

○村上(誠)政府委員 やはりそれぞれの企業の営業努力や、そしてまた、それぞれの収益性や利益率を含め、いろいろなものが複合してそういう企業体質といふものができ上がつて、私はそう思つております。

○阿部(未)委員 企業といふものはそれが独立してやってあなたのおっしゃるような理論は成り立つのであつて、政府が介入をして護送船団方式をとらせたといつておるのですよ。あなたの言うのは、一つ一つの企業が利益を上げたのが原因だ。そういうことはないのですよ。政府が介入をして護送船団方式というものをとらせて、低い金利でもって預金者から金を集めたら、大手の銀行は金が余つてきて過剰利潤を生んだ。間違いな

いです。

○村上(誠)政府委員 今委員の御指摘の、利益が上がつたことが護送船団方式ということと因果関係があるという立証は、それはそれぞれの価値観によつてあるかもしれませんけれども、それだけが因果関係にあるということは私は言い切ることはできません。

○阿部(未)委員 それでは、そうでないと言い切れますか。

○村上(誠)政府委員 やはりそれぞれの企業の営業努力や、そしてまた、それぞれの収益性や利益率を含め、いろいろなものが複合してそういう企業体質といふものができ上がつて、私はそう思つております。

○阿部(未)委員 企業といふものはそれが独立してやってあなたのおっしゃるような理論は成り立つのであつて、政府が介入をして護送船団方式をとらせたといつておるのですよ。あなたの言うのは、一つ一つの企業が利益を上げたのが原因だ。そういうことはないのですよ。政府が介入をして護送船団方式というものをとらせて、低い金利でもって預金者から金を集めたら、大手の銀行は金が余つてきて過剰利潤を生んだ。間違いな

いです。

○村上(誠)政府委員 これは何回言つても水かけ論になるかもしれませんけれども、やはり日本が戦後四十年間ここまで大きく発展してきたのは、やはり国民の皆様方のお金を銀行が集めてそれを企業に貸し付けて、それでここまで発展してきたわけであります。ただ、その各企業の利益がそれだけ多くなつたからなかつたかというのには、各銀行、各企業のそれぞれ経営体质だとか経営努力があるわけですから、まあ護送船団が、それが即因果関係になるというのは、そう結論づけるのはなかなか私は難しいんじゃないかなという気がいります。

○寺村政府委員 CD金利と短期プライムレートの低下の幅についてはまさに御指摘のとおりございました。今、一月時点の数字を御指摘いただ

つ下がっております。したがいまして、CDの金利はピークから現在まで五・二%の低下である、短ブリは四・二五、こうなっているわけでござります。

ただ、実は貸出金利は調達コストを考慮なきやいけませんので、金融機関はCDだけじゃなくて規制金利その他の、それはあるいはコールからも調達をしております。規制金利の方はピークから比較いたしますと大体三%弱、それから定期預金金利が三%弱でございます。それから普通預金金利が二%弱、つまりは、CDは金利の情勢で極めて大きく変動しますけれども、規制金利は余り大きく変動しない。そういうたった調達コストを考えた上で貸出金利を決めているということございまして、今まさに短期プライムレート、これは短期の最優遇貸出金利でございますけれども、この短期市場のCD金利あるいは規制金利その他の調達コストを考えながら決めて下げてきた、こういった実情にございます。

○阿部(未)委員 全体的な運営についてはわから

ないわけではありませんけれども、なぜ短ブリの金利とCDの差がそんなに大きくなってきたのか、しなければならないのか。従来は、○・何%

ですか、わずかな差であったものが今のお話ではますます利ざやが大きくなっているようですね。

利ざやが大きければ大きいほど残高があれば大き

な利子が転げ込んでくる、利ざやが転げ込んでく

る、そういうことになりますか。

○寺村政府委員 金融機関の仕入れ、調達コスト

は、CDはその一部でございますので、全体としての調達コストの下げ幅、ですからCDだけの下

げ幅ではなくて、全体としての調達コストの下げ幅を勘案して貸出金利を決めておりますから、実

は利ざやが拡大しているという状況にはない。ところが、御指摘のように今CDだけと比較しま

すから、そこはかなり限界的な部分ございますか

、非常に貸出金利を下回る、本来そうなんですか

けれども、限界的なピーク時はむしろ貸出金利を、短期プライムを上回るような水準にまで上がりてしまうということで、これは必ずしも正常な状態ではございませんので、下げ幅だけの比較ですとちょっとおかしな状況ございますが、全体の調達コストがどのくらいになるかということとで貸出金利は決まってくる。

今御指摘のように、金融機関、業務純益が比較的いいわけでございますが、これは調達コストも

下がりますし貸出金利も下がっているのですけれども、金融機関は貸し出しだけではなくて有価証券を保有しております。例えば国債金利、十年物の国債、そういうものは短期的な金利すぐ変動いたしませんので、逆に言うと有価証券の利回りは、もう少し、すぐにサイクルが下がってこない。

ですから、最近の傾向でございますが、金利の下降期のときには有価証券利回りの下降がおく

れるからそん分で金融機関の利益がふえる、逆に上昇期には、調達コストもぼんと急に上がるの

すけれども、今度は有価証券利回りはそれに応じて上がらないので上昇期にはその利幅が縮小す

る、こういう循環的なサイクルを今描いています。

○阿部(未)委員 どうもよくわかりませんが、全

ての金利が下がるときにはCDと貸出金利の関係についても同じように運動して動かしていく

のが妥当であって、CDだけはこんなふうに幅が出で利ざやが出て、こっちは縮小してありますか

ら全体的にはそんな大きな差はありません、そ

ういうような御説明のようですけれども、金利とい

うものは、CDについてはこんなに利益が出ても

いい、利ざやがあつてもいい、ほかの方で圧縮し

てある、そういう金融行政というものが果たして

いるのかどうか疑問がありますけれども、今た

ままでお話をしましたから続いて聞きます。

私は、今日の銀行経営の中で犠牲になつてお

るのまさに国民だと言いたいのです。これは日経新聞のことの五月十三日でございますが、こう

九三年三月期、いわゆる九二年度分ですね、九三

年三月期

決算は不良債権の償却で経常利益が四年連続で大幅に減少した。金融筋によると、経常利益は大手都銀六行で前年度比三五%減、信託七行で同じく二七%減少した、いわゆる経常利益は減少した。金利低下による利ざやの拡大で、本業のもうけを示すいわゆる業務純益は最もよかつた前年に比較してさらに三〇%から四〇%ふえたもの

の、不良債権の償却が経常、税引き後の利益を押

しおよび

申ばしておるにもかかわらず、バブルの崩壊によ

る不良債権のために全体の経常利益は減った。け

れども銀行本来の業務にある純利益はふえてお

るんだ。

そうすると、バブルの崩壊などというところに

銀行はたくさんお金をどんどん貸し出していな

かったとするならば、もつと国民は多くの利子を

もらうことができたはずだ、その国民がもう一

歩下げられて、それを犠牲にして不良債権が

の償却を銀行が行つておる、そういう政策を今政

府はとつておる、そう私は思うのですが、どうで

すか。

○寺村政府委員 金融機関の業務純益の推移、あ

るいはその不良資産を償却したものの推移は、た

だいま先生が御指摘いたいたような状況に展開

をいたしておると思ひます。これはまさにバブル

の崩壊に伴いまして資産価格が下落し、不良資産

が極めて増大したということでござります。

問題は、その不良資産をどうやって償却をして

いくかということございまして、これは、金融

機関はやはり自己の利益でそれを償却せざるを得

ない。銀行でござりますから、もともと貸し出し

にリスクの全くない貸し出しというのは本来存在

しないわけございまして、リスクが発生した場

合には収益でそれを補てんをしていくというのが

ない。銀行でござりますから、もともと貸し出し

にリスクの全くない貸し出しというのは本来存在

しないわけございまして、リスクが発生した場

合わせて老後生活の設計になつた。ところが、これが下がったわけですよ。半分になつたのです。年間三十万、月二万五千円ですね。これは明らかに減収ですよ、その人にとっては。減収になつたということとは、とりもなおさず可処分所得が減つたということなんです。元本には手をつけたくないですよ、老後の生活設計ですから。利子だけが可処分所得として考えられておつた。その利子が半分になつてしまふ。年間三十万、月二万五千円も減つたのですよ。この人は一体どこで補つてもらえるのか。

結局は、バブルがはじけて、銀行純益は上がりながら、不良債権の補てんに充てるために金利が下がられて、預金者こそ泣き面にハチ、かわいそうな目に遭つておる。言いかえるならば、国民、預金者の犠牲の上に、はじけたバブルの債権の処理を金融機関に行わせておる。まだそのほかありますよ。税制の優遇面とかいろいろありますよ。時間がないから詳しく述べませんけれども、要するに国民の犠牲の上にバブルの後始末を銀行にやられておる、そういうことになります。

○寺村政府委員 現在、金利の自由化を昭和六十年以来進めてまいりました。金利の自由化というのは、金利を規制するのではなくて金利の水準は市場の実勢によって決まる、資金の需給によって金利が決定されるという仕組みでございます。そういう方向で、まさに全体的な経済、金融情勢の中での資金需給で金利が決定されます。決して、今回の金利の低下局面というのは金融機関の不良資産を償却するために金利が下がっているのじゃなくて、景気が低迷し、資金需要が低迷している、これが現状だと思います。

と申しますのは、もし金融機関の救済のために金利を下げなければいけないとするならば、今回発生いたしました金融機関の不良資産というのは極めて膨大なものでございまして、ここ一期、一年、二年では処理できるものではございません。

ところが、金利の自由化というのは、市場の景気が回復すれば当然金利は反転する。すると、それに従って金利が上昇していく場合には金融機関はまたその対応に当然苦しむということが予想されることはあります。そういう意味からも、そういった事態に対応し、不良資産を償却できるように、私どもは金融機関に対して、厳しいリストラが必要である、このように申し上げている、そういった状況にござります。

○阿部(未)委員

確かに金利は自由化的方向で進められておることは私も認めます。しかし、実際の問題としては、国民が本来もらえると思つておった利子がどんどん下がって、もらえないな

たことは事実でしよう。国民生活から見るならば否定できない事実ですよ。それによって金融機関が不良債権の処理をしておるというのも、またそれは事実でしよう。それがうそだとは、あなたたちは事實であります。市場金利がどうだこうだ、だから勝手に決めたんだとあなたたちはおっしゃりたいのを止めようけれども、しかしそういう銀行のやり方によつて、仮に大蔵省が指導していないとしている方によつて、国民が大きな被害をこうむつておる。その国民の被害の上に銀行の不良資産の整理を行つてあるというのが今の金融業界の実態だといったら、これはどうなりますか。

○寺村政府委員 市場経渋でございますから、需

要と供給の調整というものが常に行われる。したがつて景気変動が常に発生をいたします。それに応じて金利は常に変動いたします。高いときも低いときもございますと低いときもございます。これは、過去

とすれば、大蔵省なりあるいは日本銀行が金利の決定について大きな力を持つておるし、また、そういう政策のもとに銀行行政というものが動いておる。あなたたがおっしゃるようになります。やはりそこには銀行の行政的な指導介入というものがある。そしてそれは、な

どおっしゃるけれども、金利の決定に大きな力をもつるのは日本銀行でしよう。しかし、大蔵省が全然関係がないと私は思つていません。そんな大蔵省なら銀行局なんか要らないんですよ。銀行局があつて、行政指導があつて、そして金利が決まっていっているというのは国民周知の事実じゃないですか。そこであなたがおっしゃるようになります。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

うことになります。そのときに、調達コストが低下することによるメリットを金融機関は結果として享受できますけれども、しかし、そのために金利が下がっているのではない。もしそうであるならば金利は上げられないということになるわけですが、これは景気が回復すれば金利は間違いない上昇するわけでございます。そのときには、先ほど申し上げましたように、サイクリカルな観点から金融機関の経営は極めて厳しい状況になります。

しかし、政府は、総合経済対策を打ち出しまして、景気の回復を今促進策を講じているところでございまして、そういう政策が功を奏すれば、これは今みたいなかなり低い金利は当然反転をする。しかし、そういう事態でも、金融機関の経営健全性を保つために、やはり金融機関は厳しくリストラをやっていく必要がある、こういう状況ではないかと思っております。

○阿部(未)委員

金融情勢の中で、おっしゃるようになりますが、これは金利というものは自由化の中で上がり下がりがあるだろう。それは私も否定はしません。しか

し、金利が下がることによって銀行はもうかり、

国民は大変迷惑をしておる。これはもう間違いのない事実ですね。預金者の側から見れば金利は高い方がいいことは間違ひはありませんし、とりわけ、老後の生活サイクルとして設計したもののがどんどん下がっていくことは大変な迷惑です。

そこで、金利は自由化だから勝手に決めるんだ

とおっしゃるけれども、金利の決定に大きな力をもつるのは日本銀行でしよう。しかし、大蔵省が全然関係がないと私は思つていません。そんな

大蔵省なら銀行局なんか要らないんですよ。銀

行局があつて、行政指導があつて、そして金利が決まっていっているというのは国民周知の事実

じゃないです。そこであなたがおっしゃるようになります。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございます。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和政策が必要であると政府は判断をしたわけでございますので、そういう政策的な方向で運営が行われてい

るということでございます。ただ、個別の金利の自

由化によって解消された、こうおっしゃつていま

したがいまして、たまたま今、金利低下局面とい

うことです。

○寺村政府委員

二つの問題の御指摘がございました。

金利は、確かに金融政策、これは日本銀行、政

府の責任ある政策で、経済政策の一つでございま

す。まさに今の経済状況で、金融緩和

決定はそういった大きな政策の流れの中で決まるということでござります。これが一点でござります。

応ができるでないのではないかという御指摘だと  
思います。

実は、金融業につきましては、本来市場経済体制のもとで契約自由の原則が運営されるべきものに、極めて強い公的規制がございます。例えば、

損失補てんのために国民の租税財源五兆円ぐらいの投入が行われております。それから北欧三国、同じように金融自由化の進め方の問題でやはり過ちを犯しまして、大変に金融機関にロスが発生しております。こういった事態はやはり回避しなければいけない。金融自由化はやらなければいけないけれども、そのルールの変更に伴う大きな不測の混乱を起こさないようにある程度漸進的、段階的にやらざるを得ない。

ものじゃないと思います。思いますがれども、例えば金利というものは、下がるのは、下がったときに、そこから下がるのです。しかし片方の、貸す出してある方の金利はすぐに下がらないのですよ。したがって、一%、金利が下がれば、その間の差額で日本の全銀行で年間大体二千億の利益が浮くだろうというのが試算として残っております。そのことは、とりもなおさず国民がそれだけ、利息を少なく受け取ることになつて、そしてバズ

るけれども、預金者の立場から見て、郵便貯金といふものは今後もなお大きな役割を果たしていくのだというふうにお考えか、もう郵便貯金といふものは民間の方にやらせればいいのだとうふうにお考えか、その辺のこととちょっと述べてくれませんか。

○寺村政府委員 先ほど来郵政大臣との御論議がございました。まさに郵便貯金、これは戦前からでございます。日本の経済成長に果たした役割、戦後の復興に果てて役割は大きな意義をもつて

新規参入が認められておりません、免許業種でござります。それから、業務についてもいろいろな規制が行われております。それから、今緩和しておりますが、本来商品の価格でございます調達コスト、金利が規制をされている。こういう規制が行なわれてきておりますが、これは金融機関を保護するのでなくて、実は貸金者保護のため、ほつと

そういう一面で、一挙に改革としうのはなかなかできない。そこは、混乱を起さないように徐々に徐々にとやらざるを得ない。そうでないと、かえって国民经济的にマイナスではないかとういうような考え方で、今その制度改革を進めているということです」といいます。

ブルの崩壊がそこには幾らかでもよくなつてくる  
は、ひいては預金者のためですよ。それは、あくま  
た、結果的にはおっしゃるとおりになるでしょう。  
しかしそれは風が吹けばおけ屋がもうかるとい  
ふ議論につながるのであって、まあ、これは議論  
でも切りがないでしようから……。

○阿部(未)委員 金利の決定に当たっては、民間の金利の趨勢等も見ながら決めていくという条項ございます。しかし、適正な民間との競争関係と いうのが必要であろう、その中で今後のあり方を考えていくべきものではないかと考えております。

うかつての苦い経験がございましたので、日本におきましても、一定の公的規制が必要である。それはあくまでも、個別の金融機関の保護ではなくて、預金者保護、信託の目的でございまして、決して金融機関の保護のことをございません。

け屋がもうかるという理屈も成り立つわけでござりますが、例えば、銀行を保護しておるわけではないというお話がございましたけれども、かつての護送船団方式一つをとってみても、これは行たりともつぶさないと、いう銀行の保護、しかしそれはおっしゃるように、ひいては銀行がつぶれたから国民が迷惑するから、預金者が迷惑するから預金者保護にもなるのですよ」といふ頃金者保護にもなるのですよ」といふ頃

最後に一つ、あなたに聞きたいのは、そういうことについて、金融行政の中でも、あるいは預貯金のあり方の上で、郵便貯金というものはどうあるべきだとお見えになっていますか。

も法律の中にありますし、またおっしゃるよう  
に、郵便貯金だけは飛び抜けて高い金利を払うの  
がいいというわけじゃない、ただししかし、銀行局  
長のお考えも、適正な競争をしながら郵便貯金は  
官業として今後も続けていかなければならぬの  
だというふうに理解をしていいですね。

たまでは、もとより、さしあたり、  
ただ、最近、金融の自由化ということが進めら  
れておりますのは、経済、金融の置かれている環

でしょ。けれども、護送船団方式がもたらしたいろいろな問題点を先ほど来指摘しましたけれど

のやうなこります。

○阿部(未)委員 大体わかりました。

は、昭和の初期の経験あるいは戦後の混乱期の経験をもとにつくられた規制でございますが、これは現実に適合しなくなつてきている。かえつて経済の効率化を阻害するということになりますので、その規制の緩和を進めざるを得ない。そうしなければ国民の利益に合致しないということで規制の緩和をしているわけでござります。

も、基本はやはり、銀行を保護する、そして銀行を保護することによって預金者の保護にもつながりますよという、これは銀行優先の論理です。預金者優先の論理ではないのですよ。そこは問題があると思って私が申し上げました。

そこで、まあ意見は食い違つておるようですが、れども、少なくとも現行の金融政策の中では、バルがはじけて銀行が不良債権を抱え込んで、そ

式が行われることが望ましい。そういうことで、今回郵政省といろいろ御相談をしてまいりまして、金利自由化後の金利決定方式についていろいろルールを決めよう。それはやはり市場の金利は連動して決められる。そういう中で、官民それぞれが適正な競争を行ふことが必要である、そこでようになります。

○阿部(末)委員 市場に連動して金利を決めてい

そこで、大臣、いいですか。今お聞きのよう  
に、必ずしも民間の銀行が国民の利益を守ってお  
るかということになりますと、いろいろ議論のあ  
るところ、分かれるところだというふうに思いま  
す。本来、これは私の考え方で恐縮ですが、資本と  
いうものは、これはもうからなければ資本の投下  
はないと思うのです。もうからないところに金を  
出すのは抛出でありまして、資本というのを投下

ただ、これ、間違えますと、ルールの変更でござりますので大変な混乱が生じます。その具体的な例はアメリカのSアンドSございます。これ

れを処理するために、銀行の本来業務の純益が上がりつゝあるにもかかわらず経常利益は落ち込んでおり、そして、やっとバブルの崩壊を幾らかずつで

くというのは、おっしゃるように郵便貯金の場でも私はらち外ではなからう、それはそう思いますよ。思いますけれども、今私が申し上げたいのは、私はらち外ではなからう、それはそう思ひますよ。思いますけれども、今私が申し上げたいのは、

するということは、もうかるということを目標にして投下する。したがって、民間の金融機関の場合にはどうしても利益を得るということが優先しない。

は規制緩和を間違えたために、大変な混乱が生じ、金融機関が経営破綻したということで、その

も保護しております。

は、どうも考え方、金利を決めるに当たっては、場運動型がいいのだというふうにおっしゃつてお

その場合に郵便貯金の場合は、利益を得るとい  
うべく。

うことが目的ではなくて、いかに尊厳な国民の財産を大切に守つていてあげるかという使命がある。しかも郵便貯金は、今幾分自由運用ができるようになりましたけれども、明らかにその大宗は国の大蔵に入つていくわけです。財投に入つていくわけでしょう。そして、國の財政出動に大きく役割を果たしておるという郵便貯金の持つ役割は先ほど来言われておるところですから、ひとつ官僚がいいとか悪いとかというのではなく、國民のためにどういう制度がいいのだろうかということをぜひ大臣に理解をしていただきたい。

そこで、大臣、大変申しわけないのですが、ちょっとこういうことを大臣にお聞きしたいのですけれども、ことしの一月二十一日に地方三局長会議というのがありました。大臣も御出席をされ

きたいというふうに思っております。  
と、軌道修正をしてもらいたいという政務次官の  
郵局に対する切なる大臣への願いが込められたあ  
いさつのように思います。もう少し読んでみま  
しょう。

くわけでしょ。そして、国の財政出動に大きなか役割を果たしておるという郵便貯金の持つ役割は先ほど来言われておるところですから、ひとつ官業がいいとか悪いとかいうのではなく、国民のためにどういう制度がいいのだろうかということをぜひ大臣に理解をしていただきたい。

そこで、大臣、大変申しわけないのですが、ちょっととこういうことを大臣にお聞きしたいのですけれども、ことしの一月二十二日に地方三局長会議というのがありました。大臣も御出席をされ、これは訓示を垂れたりもしたとなつておりますね。それから政務次官も出席をされまして、これほこあいさつをなさつたといふように書かれておりますが、この政務次官のごあいさつの中に大変気になることがあります、この読み上げてみます。

今日は特に申し上げたいのは、昨年末より大臣の発言等々に関して、皆さん方に大変心配をおかけしました。大臣は心配をかけるような発言をしたのかどうか知りませんが、こう言っておるのでですね。その次を読みますよ。

また、現場に多少の混乱を起こしたということで、私としては皆さん方にお詫びを申し上げたい、というふうに思うわけでございます。と政務次官がおわびを申し上げるわけです。次は、

郵時問題闘に關しましては、私は正々堂々と私どもの考え方を推進していくことをが、國益に沿うことだと思っておりまして、大臣もそのうちに軌道修正をしていただけるのではないかとも思ってはおりますけれども、是非自信をお持ちいただきまして、そして、民衆とまた國民生活に密着した中での、業務發展をお尽くしいただ

ど、軌道修正をしてもらいたいという政務次官の郵貯に対する切なる大臣への願いが込められたあいさつのよう思います。もう少し読んでみます。

今郵貯論争等々いわれます。また、大臣もそれにもふれられているわけでございますが、歴史を見、そしてさらに現実の状態を見る中で何の指摘を受けるところはないというのが、私の感ずるところでござります。大臣は二つの点について、昨年末触れられたわけでございます。

一つは、マル老の限度額についてでございますが、成果として五十万円引上げをさせていただけたわけでありますが、私の持論はこれから高齢化社会に向かっての自助努力を一方ではしなければならない、同時に長きに亘って限度額が据え置かれてきた、これは当然引き上げるべきものでありますて、私は特にこの不景気の中で可処分所得を増やしてあげることが景気回復の道だと思っております。そういう意味では限度額を引き上げることは、即可処分所得につながるということですございまして、私の考え方を是非ご理解をいただきたいとおもうわけでござります。

もう一点は、郵貯の問題につきまして、その制度そのものにつきまして大臣はふれられたわけでありますけれども、資金の還流がとどこでおっているのではなくての指摘もございましたが、そんなことはない。即日、大蔵省との連絡の中で、資金は還流しているわけでございましたが、そんなことはない。私の考え方でございまして、また、民間とのバランスも大臣ご指摘されましたけれども、私は昨年末の大蔵省との間での話は十分な意味での決着が着いたと思っております。この十年以上の経緯を見ましても郵便貯金と民間金融機関との比率は変わっておりません。変わっているのは銀行での預金の伸びがいまひとつだということであります。

云々、こういうふうにお述べになつてこれは「あ  
いさつをなさつております。大臣は訓示を垂れた  
もうたことになつております。けれども、この政  
務次官のおっしゃるところの大臣が軌道修正をし  
てもらえるのではないかというの、例えは限度  
額の引き上げとかあるいはマル老のもつと引き  
上げというようなことについて大臣のお考えを変  
えてもらえるのではないかという政務次官の願い  
が込められておるよつと思われますが、今、虚心  
坦懐に大臣のお考えを聞かしてもらいたいと思ひ  
ます。

○小泉国務大臣 政務次官のお考えはお考えとし  
ていいと思います。年末の大蔵省と郵政省との折  
衝で、これから金融の自由化に備えいろいろ  
話し合いが行われ決着を見て、今回この貯金法の  
提出に至った。それこれからの金融自由化を  
にらんでどうあるべきかということでのいい結果が  
なされたなと思っておりますので、今後金融の自  
由化に備えて、官民相協調して進展できるような  
体制をつくっていくべきだ、そういうふうに考  
えておりります。

○阿部(未)委員 大臣、それぞれのお考えがあつ  
ていいということは、それは人間ですからそう  
あっていいかもわかりません。しかし、大臣と政  
務次官は同じ行政の役所の中でお仕事をなさつて  
おる。その政務次官のお考えと大臣のお考えが  
違つておる。政務次官は、ぜひ大臣に軌道修正を  
していただきたい、そう願つておる。そういう役  
所の中で働いておる職員の皆さん是一体どういう  
ことになりますか。

○小泉国務大臣 私が大臣就任以来、行政の執行  
に何ら支障が起つておるとは思つておりませ  
ん。職員も郵政省の仕事というものを十分理解し  
て誠心誠意頑張つておる、そういうふうに思つて  
おります。

○阿部(未)委員 それは大臣、あなたと余りけん  
かをしたくないのでですが、大臣、それは少し悪く  
言えども思ひ上がりで、あなたが大臣になられてか  
ら役所の中はあなたがおっしゃるようなことに

なつていないです。政務次官の言うように、これは困つたものだという意見の方が役所の中には多いのですよ。しかし、あなたは恐らく、それならおまえたち国会がいいようにせよとおっしゃるかもわからぬが、そういうことを僕は言つておるのではないのですよ。何とか大臣と政務次官が話し合つて、役所の方向を取りまとめて、しかもそれは——話が横道にそれますが、大臣が先般来おっしゃつておる、大臣がPKOについてお述べになつておりますね。私はあれは正しいと思っておるのでですよ。閣内でそれぞれの大臣が意見をお述べになるのですから。しかし国会の決めたことがけしからぬとか言つたら私は断固大臣に猛反発しますけれども、閣僚の一人として大臣が閣内で意見を堂々とお述べになる、私はそのことを高く評価しています。

しかし、役所の中で大臣と政務次官の意見が違つて、大臣は大臣なりに、役所の中はスムーズにやつていていますよと言つ。政務次官はどうお考えになつているかまたわかりませんが、しかし政務次官はそうお考えになつていないのかもわからぬ。

私が期待するのは、今までるる各皆さんから述べられたように、これから金利自由化に向けて、まず郵便貯金というのが郵政省で扱う中での非常に大きい課題になつてくるでしよう。何とか意思を統一して、そして郵政省全体が進む道、それは同時に、かねてから申し上げたように、国会がいろいろ議論した経過を踏まえ、そして附帯決議とか法律を重く見ながら進めていただきたい、そういう方向で努力をしていただく意思はございませんか。

○小泉国務大臣 物事が決まるまでの経過はいろいろ議論があると思います。決ましたことに対しで、きちんと大臣も政務次官も郵政省も対応している、そういう意味において私は、何ら心配はない、そういうふうに思つておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○阿部(末)委員 それでは、大臣がそこまでおっしゃるなら、もう一つぐらいそれでは大臣は軌道修正されるのですか、されないのでですか。もう結論を聞きます。

そういう話し合いをして、決まるまではいろいろ意見がある、決まってからはいいんだ、どういふうに決まったのですか。

○小泉国務大臣 例えば、老人マル優の場合も、三百万から三百五十万円に引き上げられました。これも決まったようにきちんとやつていいこう。そして今の貯金法におきましても、大蔵省と郵政省で年末で金融自由化に備えて話し合いも決着を見た、これもまたきちんと対応していくこととで、決まったことに対して異議を唱えたり、これに反対だと言つていいことではありませんので、この点は整然と行政も執行されていくというふうに考えております。

○阿部(末)委員 政務次官はかなり具体的に、これからの方針として、限度額の引き上げとかマル老の引き上げ等々についても言及をされておりますが、これからの大臣のお考へとしては、どういうふうに進めていくお考えですか。

○小泉国務大臣 またその時点に来て話し合つて決めていきたい、そういうふうに思つております。○阿部(末)委員 大臣もなかなか向こう意気が強めで、この点は整然と行政も執行されていくというふうに進めていくお考えですか。

○阿部(末)委員 各省厅といふのは、あらかじめ計画をつくって、そして内閣の中で合意を得て、必要によっては立法の措置等を国会に出す、そういうふうなところであつて、何か法律案ができるまでは方針は何もない——私は、方針があつて初めて法律案ができる、行政の執行ができるんだ、そう思うのですけれども、大臣の今のお話では、まだその時点に来ていなくて、何か法律案ができるまでも、私の知る限りで、例えば限度額の引き上げとか、シルバーフン金制度の創設とか、あるいはマル老のもつと引き上げというのは、国民の期待であり、省内外であるといふうに私は理解をしておるので、すけれども、今その時期じゃございませんか。

○小泉国務大臣 ことしの法律で三百五十万円に引き上げたわけでありますので、その時点でもいろいろな話し合いが行われるのではないか、今は、決められたことを整然と執行していくと、いうことが大事ではないかと思っております。

○阿部(末)委員 マル老を五十万円引き上げたことは私も承知しておりますが、しかし、かねてから国会でも議論をし、郵政省の方針としても、例えば、シルバー貯金をつくってあげなければ老年寄りの老後の生活設計が大変だということ、これは長い間の歴代の大臣の懸案であり、郵政省の悲願であり、国会もまたそれを期待してきておりまます。そういうシルバー貯金の創設とか一千万限度額の引き上げとかいうようなものについて、その時期とは一体いつになるのですか。今そういうことを検討して方針を決めながら、具体的な措置は立法なり閣議決定なり、そういうところを持っていかなければならないと思うのです。

そういう意味で、大臣、きょうは余り言い争いせぬことにしますが、ひとつ大臣も十分僕の言つておることを酌み取つてやってくださいよ。どうですか。

○小泉国務大臣 時期が来たらいろいろなそういう話し合いが行われると思います。その時点で対応していくないと考えております。

○阿部(末)委員 大臣もなかなか向こう意気が強めで、この点は整然と行政も執行されていくというふうに進めていくお考えですか。

○小泉国務大臣 きょうのこの法案の中身の問題よりも、最近の新聞や雑誌の論調を見ていて、何か財投に対する批判が非常に強うございまして、その問題を中心にいたしまして、大蔵省の方から主として内容的なものについて勉強させてもらひ、こういうふうに考えておりますので、ひとつつよろしくお願いいたします。

最初に、財投財投と私たちとは簡単に言うのですが、財投融資というもののいわば仕組みといい

○鷲井委員長 次に、大木正吾君。

○鷲井委員長 次に、大木正吾君。

○大木委員 きょうのこの法案の中身の問題よりも、最近の新聞や雑誌の論調を見ていて、何か財投に対する批判が非常に強うございまして、その問題を中心にいたしまして、大蔵省の方から主として内容的なものについて勉強させてもらひ、こういうふうに考えておりますので、ひとつつよろしくお願いいたします。

最初に、財投財投と私たちとは簡単に言うのですが、財投融資というもののいわば仕組みといい

○中川説明員 ことしの法律で三百五十万円に引き上げたわけでありますので、その時点でもいろいろな話し合いが行われるのではないか、今は、決められたことを整然と執行していくと、いうことが大事ではないかと思っております。

○中川説明員 財投融資と申しますのは、国の制度、信用に基づいて集められた各種の公的資金、郵便貯金あるいは年金の掛け金等を国が一元寄りの老後の生活設計が大変だということ、これは長い間の歴代の大臣の懸案であり、郵政省の悲願であり、国会もまたそれを期待してきておりまます。そういうシルバー貯金の創設とか一千万限度額の引き上げとかいうようなものについて、その時期とは一体いつになるのですか。今そういうことを検討して方針を決めながら、具体的な措置は立法なり閣議決定なり、そういうところを持っていかなければならないと思うのです。

そういう意味で、大臣、きょうは余り言い争いせぬことにしますが、ひとつ大臣も十分僕の言つておることを酌み取つてやってくださいよ。どうですか。

○小泉国務大臣 きょうのこの法案の中身の問題よりも、最近の新聞や雑誌の論調を見ていて、何か財投に対する批判が非常に強うございまして、その問題を中心にいたしまして、大蔵省の方から主として内容的なものについて勉強させてもらひ、こういうふうに考えておりますので、ひとつつよろしくお願いいたします。

最初に、財投財投と私たちとは簡単に言うのですが、財投融資というもののいわば仕組みといい

○中川説明員 ことしの法律で三百五十万円に引き上げたわけでありますので、その時点でもいろいろな話し合いが行われるのではないか、今は、決められたことを整然と執行していくと、いうことが大事ではないかと思っております。

○中川説明員 財投融資の対象分野でございますけれども、有償資金によって国の政策を遂行すべき分野において、必要に応じ無償資金との組み合わせを図りつつ、各般の政策的要請に的確に対応しております。

具体的には、有料道路事業のように受益者負担を求めるべき分野、あるいは中小企業対策のように自助努力が期待される分野、あるいは、環境対策関連貸し付けのように民間に任せておいたのでは資金が供給されなかつたり本来望ましい事業が行われない分野、また、住宅金融のように政策的に民間を奨励、補完すべき分野、こういった分野においては財投融資を活用して、効率的、効果的に事業を推進しているところでございます。

○大木委員 大筋は理解できますが、一般会計との関係で、例えば財投の場合と、郵便貯金その他貯金関係、さらに厚生年金、国民年金等、そういうたものが入っていくわけであります。一般会計の場合には租税が裏づけするわけですが、それでも、こういう関係でもって、私たちは財投財投と、つまり、財投融資資金の平成3年度等の資料はここにございますが、そのうちの年度末残高と、外國に比べてかなり大きいということは事実でございます。

○大木委員 もう少し理論的に聞きたい。私の方が整理して質問すればよかったです。それが整理して質問すればよかったです。ただ、規模的に申しますと、我が国の財投融資の規模が諸外国に比べてかなり大きいということは事実でございます。

○中川説明員 先進諸国いずれも我が国の財投融資に類似した仕組みはございます。ただ、規模的に申しますと、我が国の財投融資の規模が諸外国に比べてかなり大きいということは事実でございます。

○大木委員 もう少し理屈で聞かせてもらひます。大筋は理解できますが、一般会計との関係で、例えば財投の場合と、郵便貯金その他貯金関係、さらに厚生年金、国民年金等、そういうたものが入っていくわけであります。一般会計の場合には租税が裏づけするわけですが、それでも、こういう関係でもって、私たちは財投財投と、つまり、財投融資資金の平成3年度等の資料はここにございますが、そのうちの年度末残高と、外國に比べてかなり大きいということは事実でございます。

○中川説明員 一般会計の方は国民から徴収した租税が財源になつております。したがいまして、道路そのものを考えましても、一般道路は、決められたことを整然と執行していくと、いうことが大事ではないかと思っております。

○中川説明員 一般会計の負担によるべきではなくて、いわゆる財投融資というように、それを財投対象機関に供給することにより各般の政策的要請に対応するシステムでございます。

このような金融的手法による政策的手段は、国全体の財政金融政策と整合性を図りつつ、有効に機能しているところでございます。

財投融資の対象分野でございますけれども、有償資金によって国の政策を遂行すべき分野において、必要に応じ無償資金との組み合わせを図りつつ、各般の政策的要請に的確に対応しております。

しかし、道路というものをとりまして、一般道路それから有料道路というのは、これは、両者有機的に組み合わせまして整合的な道路整備五力年計画というものをつくって、一体としてこれを立てるべきではなくて、いわゆる財投融資によって、将来利用料等で返済していくだけでも、それまでのつなぎの資金を財投融資という形で供給する。

しながら、有料道路のように受益者負担を求めるべきではなくて、いわゆる財投融資というよ

○中川説明員 まず財政投融資計画の残高でござりますけれども、平成三年度末におきまして約二百五十兆円という規模になっております。それから資金運用部資金の残高でございますけれども、これは平成四年度末に二千一百一・七兆円というふうになつております。

○大木委員 これは郵政省に伺うことになりますが、資金運用部資金の中に占める郵便貯金、さらにはその他の関係、簡保資金ですか、そういう問題について郵政省の把握の仕方、資料は若干ござりますけれども、郵便貯金の流れを中心として御説明願えますか。

○山口(憲)政府委員 先生も既に十分御案内のように、郵便貯金の資金というのは原則的には資金運用部に全額預託を義務づけられているということです。ゆうゆうローンで貸し出しをするものとか日常の払い戻しに必要なものを除いてはすべて預託を義務づけられているということです。

そして、現在預託しておりますのは、平成四年度末で百六十八兆三千五百億円余になつておりますが、先ほどのお話をございました資金運用部資金残高三百一兆円の中で五五・六%のウエートを占めているということをございます。過去十年間における資金運用部資金に占める郵便貯金の預託金のシェアというものは、大体六〇%程度のところで安定的に推移をしているというふうなことでござります。

○大木委員 ちょっとと重ねて伺いますけれども、要するに郵政省の場合には、貯金を中心としていわば運用部に対しまして、金を集めたものを、提供と言ふとおかしいですが、結局郵便貯金というのは、集めたところまでは郵政省の責任である、しかし集めたものを運用部に移したときに管理監督は全部大蔵省に行く、こういうふうに、この辺のけじめはどういうふうに受けとめたらよろしいのですか。

○山口(憲)政府委員 郵便貯金という立場からいたしますと、資金運用部は貸付先ということとの位

それで、例えば平成五年度の財政投融資の中を簡単に御紹介いたしますと、公共事業実施機関などということでお、例えば、住宅・都市整備公団と日本道路公団とか首都高速道路公団等々につきまして五兆八千七百九億円を配分する、融資をする金融機関等ということで、住宅金融公庫とか国庫金融公庫、中小企業金融公庫、開発銀行、輸出銀行、そういったような機関に対しまして二十五兆二百四十七億円を計画いたしております。それから政府関係から地方公共団体に五兆七千億円を予定いたしておりまして、そのほかに現在提出いたしております補正予算においてさらなる追加をお願いしているわけでござりますけれども、当初の計画で申上げますと、資金運用事業を除きましたいわゆる一般財投ということでお申し上げますと、三十一兆六千五百九十五億円ということになつております。

こういった各財投機関に対する財政投融資をはじまして、平成五年度におきましては、景気に十分配慮するとともに生活大国の実現に資するということで、ただいま申し上げましたような、住宅、道路等の社会資本整備の要請に積極的に対応するほか、環境対策とか中小企業対策とか地域の活性化等の各般の政策を推進していくこととしておりまして、そういう意味で、資金配分の重視化、効率化に十分留意して財政投融資の積極的な活用を図っているわけでござります。

こうした運用を通じて、資金運用部としましては、最初に申し上げました、確実かつ有利な選択を図つて、国の信用をバックに集めた郵便貯金の貯金者に対して利子をお払いする原資を確保していく、こういう仕組みになっているということをございます。

○大木委員 非常に大きな金額が本年度も財投計画によつて出ているわけですが、トータル的には二百五十兆という膨大なものですね。運用としては大変に大きな額でございまして、一般予算と連

いまして、一方でやはり預金者なり年金の掛け金等、そういうた面で国民の方々から集めた金でござりますから運用上の責任も重たいと思うのですが、同時に運用上の使途別の分類についてもう一遍お話をいただけますか。

○中川説明員　ただいま申し上げましたとおり、財政投融資資金は、住宅、生活環境整備、厚生福祉、文教、中小企業など、さまざまな分野に配分されております。

今お尋ねの使途別分類でございますけれども、その推移を見てみると、住宅あるいは生活環境整備等の国民生活の安定向上に直接役立つ分野に対する配分が着実にその比率を高めてきておりまして、最近では、資金運用事業を除いた政策的融資を示す一般財投の七〇%程度というようになります。一方、産業技術の分野への配分の構成比は、昭和三十年度には約一五%を占めていたわけでございますが、最近では約三%と大幅に低下しております。

今後とも財政投融資の運用に当たりましては、社会経済情勢や国民のニーズの変化に的確に対応し、対象分野や対象事業の見直しを不斷に行いつつ、その機能の活用に努めてまいりたいと考えております。

○大木委員　財投関係の一般的な問題について若干伺つたのですが、問題は、最近のいろいろな雑誌あるいは新聞等の批判ですね。

大臣が今ちょっと食事中なんですが、大臣にも聞いてほしい問題なんですが、最終的には国民の税金とか、そういう面の負担にという話が出てくるわけでありますけれども、預託金利の關係等で見ていくと、これは貯金局の方から伺つた方がいいかもしませんが、平均しまして大体四・四%ですか、そういったもので資料なり計算等ですけれども、預託金利の關係等なりあるいは政府保証債、公募の地方債、そういったものと比べた場合に、これは決して高いということは言えないというように感じているのですが、その辺の具体的な数字について、貯金局の

方でも結構ですから、もしわかつておりましたら教えていただけますか。

○山口(憲)政府委員 大蔵省との間の預託利率でございますが、これは資金運用部資金法によりまして、「国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金事業の健全な経営の確保」に配慮して設定することとされておりまして、現在までは市場実勢を反映した長期国債の金利にほぼ連動する形で推移をしているということをございましたし、平成五年三月二十四日に改定をされましてこの預託利率は四・四%というふうになっております。ちなみに現在の長期国債の表面金利が四五%というふうです。

○大木委員 ちょっと手元に資料があるのです。「預託利率と各種利回り(発行者利回り)の比較」という表がありまして、預託利率、これは年間ですか、五・二四五%ですか、同時に国債関係が五・二八六%ほど、これは余り差がありません。政府保証債の場合には五・六三五%、公募地方債五・六九一%、長期プライムレート五・八四〇、こうなっている資料がございますが、この関係についてちょっとと説明してもらえますか。

○山口(憲)政府委員 先ほど申しましたように、預託利率は国債に準じてこういうことになっておられますけれども、御案内のように、国債は市場で発行されますと発行者利回り、いわゆる発行手数料、引受け手数料といふふうなものが計算されるというふうなことがございまして、そういうものをお加えますと預託利率より定性的には高くなっています。そういうふうに私どもは見ております。

○大木委員 要するに、よく大臣の答弁なんかで出てくるのですが、やはりこういった財投資金、最終的には国民の負担云々という話もありますけれども、ずっと見ていますと、逆に申し上げれば、金融機関、一般の銀行もそうでしょうが、やはり預けた国民に対しまして、不当だとは言いま

せんけれども、大体平均的なものでもって国債と連動するという話もありましたけれども、それと利息を、言えば善良な管理者の立場に立ちまして管理したり、あるいは保証することは当然の問題だと考えますから、預託利率問題について高いところは言えないと思うのですが、これは大蔵省、郵政省ともに答えてもらいたいのですが、この利息の見方についてはどういうふうにお考えですか。

○中川説明員 財投システムにおきましては、公的信用をバックに集めました各般の公的資金を、資金運用部といたしましてはいわゆる預託利率をもってお預かりし、その同率の金利で各財投機関に貸し付ける、その金利は財投金利というふうに呼んでおりますけれども、したがいまして、預託金利イコール財投金利、そういう制度をとっているわけでございます。

資金運用部資金が三百兆円を超えるというふうに財投資金がこれだけ膨大なものとなつた今日、金融自由化の中で財投システムが有効に機能するためには、預託金利も財投金利もあくまで市場実勢に即したものとする必要があるわけでございます。そのときに、国債の表面利率、これはざいます。そのときには、国債の表面利率、これはそのときの市場の実勢レートに即して決められるわけでございますので、いわゆる長期金利の代表的指標である国債のクーポンレート、表面利率、基本的にはこれと預託利率が連動する、こういう財投システムが、この金利自由化、金融自由化の流れの中でこれと整合性を持って機能していく道ではないか、こういうふうに考えております。

したがいまして、六十二年三月以降、基本的に預託利率は国債の表面利率と連動している、そういうふうに私は見ております。

○山口(憲)政府委員 先ほどもちょっと読ませていただきましたけれども、預託利率は、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金事業の健全な経営の確保に配慮して、政令で定め

るというふうになつておりますて、したがいまして、国債の金利その他の市場金利を考慮して、現在五百三十九億円、平成五年度で五千五百六十億円を予定いたしております。

○大木委員 金利関係問題については、今の預託利率と利子補給、一般会計と関連する問題としておきます。民間の支出がそれ以外にありませんね。財投絡みといたしましての支出はありませんね。

一方の要請として、郵便貯金事業の健全な経営が確保できるようにもしなければならないというのも、この公的資金に対して長期安定的で低コスト要請があるわけでございます。私どもの郵便貯金は、いろいろな役割、例えば採算、不採算な地域にサービスをするとか、小口個人に限定してサービスをするとかという負担がございますけれども、この公的資金に対する長期安定的で低コストの資金を提供していくのも現在果たしていれる一つの役割でございますので、この役割を果たし続けるということが非常に大事なことだというふうに思つております。

したがいまして、経営的にも懸命な努力をいたしまして、郵便貯金の健全性を確保して、郵便貯金の預金者に不利益を与えないようにながら、いかく、そういうふうな経営をしていかなければいけない、こう思つている次第でございます。

○大木委員 預託利率が決して高くないということとは今の両省の答弁でわかったわけですからどちらかと資料がございまして、例えば住宅金融公庫、これに對して、一般の民間でした場合には六

〇大木委員 もいいです、一年度を例にとりまして、ここにちょっとと資料がございまして、例えば住宅金融公庫、これに對して、一般の民間でした場合には六十六億円の出資を予定いたしております。それから、中小企業関係の金融機関に対しまして七百数十億円の出資金を出しまして、それぞれ低利の運転資金貸付制度等を設けることについたしております。

○大木委員 預託利率並びに利子補給、今の出資金の問題等伺つたのですが、國の方としまして、内閣として、今の住宅問題でございますとかある関係でございますが、これ以外に、例えば中小企業開発銀行等につきまして産業投資特別会計から百六十六億円の出資を予定いたしております。それから、中小企業関係の金融機関に対しまして七百六十億円の出資金を出しまして、それぞれ低利の運転資金貸付制度等を設けることについたしております。

○大木委員 いたしましたけれども、預託利率は、国債の金利の現在のシステムといふのは適切なものだというふうに考えております。

きに政策的に議論されて決めるわけですね。そうしますと、これがやはりむだな金ということにはなりませんし、同時に預託利率がべらぼうに高いということも言えないわけですね。そういうふうに考えていくと、財投資金あるいは運用部資金等の関係につきまして國の方でもつて大変にむだな負担をしている、こういったことはちょっと言えないと思うのです。

う見て いるわけですね。

問題は、いろいろな論文等拝見していきますと、大臣もちよつと触れられたのですが、不良債権なり将来問題、こういったことについて問題が起きてくるわけです。例えば国鉄問題については、四月二十三日の本院の大蔵の決算委員会、その中で大きな問題として国鉄の債務問題がちよつと取り上げられておりまして、我が党の常松君が

○大木委員 JR東日本の上場が近づいて、頭の  
子の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、その実施に関する基本的な方針を策定する」とともに、これに従い、事業團に対し助成等の必要な措置を講ずることとされているわけですが、いまして、そつした点を勘案して、償還確実性に問題はないというふうに考えておりま  
す。

つきましての情報公開あるいはその他の問題についても、効率化するという話が答申に出ていましたね。これについては、大蔵省理財局、平成二年ですからもう三年たっておりますが、何らかの対応策を講じたことはござりますか。

も、食事直後で申しわけないのですが、大臣の御  
把握ですけれども、私たちはそういった目で見  
伺ったのですけれども、今の政府関係の負担が  
財投関係でもって大変にきつくなる、こういうふ  
うなお考えをお持ちのようですが、これについて  
は大臣の所感はどうですか。

○小泉国務大臣 最初から議論を伺ってなかつた  
ものでちょっとピントがずれるかと思いますが、  
財投の融資先、そして政策金融として的一般会計  
からの補てん、それぞれ必要があり、國民もそ  
ういう融資を期待しているということで行われて  
ることですから、それなりに十分妥当性があるも  
のだと思いますが、これから、将来を見越して  
いつて、果たしてもっと低い利率で貸すことがで  
きないのか、あるいは一般会計からの補てんはど  
の程度が適当なのか、さらに民間金融機関とのバ  
ランス等どうあるか、これはやはり今後いろいろ  
議論する問題でもあると思いますが、現在の時点  
ではやはりそれなりの妥当性があるものじゃない

○大木委員　おっしゃるとおり、今後も政策的な問題を含めてお互い大きいに議論をやつたらいど思いますが、現状ではやはり予算関連の中でもって議論されている政策金融、あるいは基本的な預託利率、こういった問題について、不當に高いということもありませんし、これ以上安過ぎますと、かえって善良な管理者といいましょうか、預金を受ける側としての管理が行き届きませんから、やはり国民に損害を与えるといいますけれども、現状ではやはり予算関連の中

それで、御指摘の国鉄清算事業団に対する財投資金の貸し付けでござりますけれども、日本国有鉄道清算事業団につきましては、将来における国民負担を軽減すべく資金調達コストの軽減を図るため、財投においても引き続きできる限りの資金協力をを行うということにしております。それで、この国鉄清算事業団に対する財投資資金の貸し付けにつきましては、用地の売却等を銳意進めることによりその返済財源の確保に努めているところでございますが、さらに国鉄改革法等において、国は、事業団の債務の償還及び当該債務に係る

関係が実は財投に対する心配といいましょうか、不信心とは言いませんが、心配の火種が少し残っているという感じがいたしますから、今答弁してもうらつたことなんか割合に一般の方は知らぬ方が多いわけありますから、ぜひ財投のいわば情報公公開とでもいいますか、そういうた問題についてお答えがあつた方がいいというふうに思うのです。そこで、時間もありませんから、節約して申し上げますけれども、これは新行革審の答申が二年四月十八日にして、財政投融資制度に

ております。「資金運用部月報」を毎月公表いたしております。そういった形で、さまざまな機会を通じて、財政投融資に対する国民の十分な理解を得べく意を用いているところでございます。

御指摘の平成二年四月十八日の新行革審の最終答申におきまして、財投の情報開示の御指摘があるわけでございますけれども、大蔵省といたしましては、財政投融資の仕組みや事業内容を平易に解説したパンフレット等を新たに作成いたしまして関係方面に配布するなど、國民への情報開示、提供に努めているところでございまして、こうし

う見ているわけですね。  
問題は、いろいろな論文等拝見していきますと、今大臣もちょっと触れられたのですが、不良債権なり将来問題、こういったことについて問題が起きてくるわけです。例えば国鉄問題については、四月二十三日の本院の大蔵の決算委員会、その中で大きな問題として国鉄の債務問題がちょっと取り上げられておりまして、我が党の常松君が若干質問しているのですが、これはちょっと金額に絡みまして、債務を引き継いだ立場といいますか、財投内における国鉄の赤字闊達についての位置づけはどういうふうに受けとめたらよろしくうございますか、太蔵省から伺いたいのですが。  
○中川説明員　財投資金につきましては、従来より、資金運用部資金法第一条等における「確実且つ有利な方法で運用する」との趣旨に沿いまして、有償資金によって國の政策を遂行すべき分野において、必要に応じ無償資金、租税との組み合わせを図りつつ、各般の政策的要請に対応しているところでございます。したがいまして、各省庁から出される財投要求につきましても、このようない見地から大蔵省において厳正な審査をしているところでございまして、償還確定性という点につきましては、常に十分な配慮をしているということをございます。  
それで、御指摘の国鉄清算事業団に対する財投資金の貸し付けでござりますけれども、日本国有鉄道清算事業団につきましては、将来における国民負担を軽減すべく資金調達コストの軽減を図るため、財投においても引き続きできる限りの資金協力をを行うということにしております。それで、この国鉄清算事業団に対する財投資金の貸し付けにつきましては、用地の売却等を競意進めるところによりその返済財源の確保に努めているところでございますが、さらに国鉄改革法等において、国は、事業団の債務の償還及び当該債務に係る

し、このため、その実施に関する基本的な方針を固るものと  
利子の支払の確実かつ円滑な実施を図るものと  
「策定する」とともに、これに従い、事業団に対し  
助成等の必要な措置を講ずることとされているわ  
けでございまして、そうした点を勘案して、償還  
確實性に問題はないというふうに考えておりま  
す。

○大木委員 JR東日本の上場が近づいて、頭の  
中で私もちよつと計算してみたのですが、二百万  
株売りまして、四十万といたしまして大体時価が  
二、三千億ぐらいになるのかな、たしか。計算し  
てみました。NTTが、赤字の国債の返還やった  
とき、十一兆ぐらい入れたのですよ。ですから、  
ちょっと東日本だけではだめとして、西日本なり  
あるいは中部も入りますと単位の金が出るかも  
しませんけれども、少し金額が、利息ぐらいの  
か入らぬという感じがありまして、それから、土  
地が大分バブルのときに抑えられた経過がありま  
して、これもちよつと記録でもって調べて見てく  
きますと、持っている土地をほとんど処分したと  
いたしましても、半分ぐらいしか赤字が埋まらぬ  
という結果になりますね。

そういう意味では、今もお答えございました  
けれども、ぜひこの問題につきましては、慎重な  
検討をしながら、いい時期に国鉄の今の持っている  
株なり、あるいは土地問題等を含めて、なるべく  
早く始末することがいいという考え方ですね  
けれども、財投が全部これをしようなんということは考  
えなくともいいと思いますけれども、そういった  
関係が実は財投に対する心配といいましょうか、  
不信とは言いませんが、心配の火種が少し残つて  
いるという感じがいたしますから、今答弁しても  
らったことなんか割合に一般の方は知らぬ方が多  
いわけありますから、ぜひ財投のいわば情報公  
開とでもいいますか、そういった問題についてお  
考えがあった方がいいというふうに思うのです。  
そこで、時間もありませんから、節約して申し  
上げますけれども、これは新行革審の答申が二年  
四月十八日にして、財政投融資制度に

つきましての情報公開あるいはその他の問題についでもっと効率化するという話が答申であります。これについては、大蔵省理財局、平成二年ですかからもう三年たっておりますが、何らかの対応策を講じたことはござりますか。

同時に、情報公開ということで申し上げますと、なかなか民間みたいには企業の財政問題は、しっかりとそれみたいなことはできませんけれども、何らかの方法で、例えば国鉄問題あるいは国有林問題ですね、さらには、地方交付金関係の問題とか、貿易保険なんかもそうかもしれませんが、ODA絡みの問題とか、そういうたった問題について問題が指摘されそうな財投の機関につきまして、もう少し情報をはつきりさせて、財投といふものは心配ないぞと、こういった問題について何らかの周知方法等を考えることができないかどうか、その二つについて教えてくれませんか。

○中川説明員　まず、各年度の財政投融資計画につきましては、これを構成する資金運用部資金、簡保資金、産業投資特別会計、政公債の原資などに予算の一部として国会の審議、議決をいたしているところでございます。また、「予算及び財政投融資計画の説明」等を国会の審議のお役に立つように、参考資料として国会に提出いたしておりますほか、さらに、大蔵省より定期刊行をしております「財政金融統計月報」におきまして、財政投融資に関する情報を提供いたしております。また、資金運用部の資産、負債の概要をお示しております「資金運用部月報」を毎月公表いたしております。そういう形で、さまざまな機会を通じて、財政投融資に対する国民の十分な理解を得べく意を用いているところでございます。

御指摘の平成二年四月十八日の新行革審の最終答申におきまして、財投の情報開示の御指摘があるわけでござりますけれども、大蔵省といたしましては、財政投融資の仕組みや事業内容を平易に解説したパンフレット等を新たに作成いたしまして関係方面に配布するなど、国民への情報開示、提供に努めているところでございます。こうし

た努力を今後とも引き続き続けてまいりたいと考

要性を認識すると同時に、これが心配のないよう

「利子減少」こういうふうなことが出ておりまして、「これは中央紙には載つてなかつたようであり

考  
え  
て  
お  
り  
ま  
す

○大木委員 大臣に伺いますけれども、財投は主

な通正な運営がされることが勢力してしまがればならぬ、そう私は思つております。

として大蔵省の管轄なんですか、その資金源に垂

○大木委員 続けて、  
○亀井委員長 次に、石田祝穂君。

ういつた問題につきましては、財投機関それぞれ  
はディスクロ的なことをやつてていると思うのです

に、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

けれども、問題が指摘されますような財政(心配)が持たれますような財投等につきまして、当委員会とか大蔵委員会とか、国会の委員の方々にももう少し情報を提供するとか、そういったことが必要じゃないかと思うのですね。

こういったものが出ていますね。これも、もう時間がないということもございますし、非常に平板で出ていますから問題の箇所がわからぬものもござりますね。

この法律の審議をするとして、元、近くの郵便局を何軒か回りまして、パンフレットないかということでもらってきました。たくさんこうパンフレットをちょうだいしまして勉強させていただきました。そのとき窓口の女性の方とお話しする機会がございまして、今度こういう法案をやるんですよと話をいたしまして、それよりその前にもっと大きな問題があるんじやないです、こういうことを言わされました。それが何ですかとちょっと話になりましたら、やはり何

ですから、こういったもの等をあれしまして、財投に対する不信というよりは不安、特にそういうふた問題が起きそうな機関、利子も払えないといふ問題があつてもいけませんから、そういうふたことを含めて情報開示、もつと情報を広く提供する、こういったことが今の財投に対しまして是非

元、近くの郵便局を何軒か回りました。パンフレットないかということでもらってきました。たくさんこうパンフレットをちょうだいしまして勉強させていただきました。そのとき窓口の女性の方とお話しする機会がございまして、今度こういう法案をやるんですよと話をいたしまして、それよりその前にもっと大きな問題があるんじゃないですか、こういうことを言わされました。それは何ですかとちょっと話になりましたら、やはり開拓論の話が出まして、非常に私たちも心配をしていました、今後どうなるんでしようか、こういうこともしっかりやってもらいたい、こういうことを配されているんだなと私は改めてそのことを感じました。

常に大事な問題と考へています。ですから、財投  
の中に常にそういう赤字的なものが起きて一  
まつたり、利息が払えなくなったり、そういうた  
ことがないように、お互いに点検していくかねけれ

この法律の審議をするとして、元、近くの郵便局を何軒か回りまして、パンフレットないかということでもらってきました。たくさんこう。パンフレットをちょうどいまして勉強させていただきました。そのときに窓口の女性の方とお話しする機会がございまして、今度こういう法案をやるんですよと話をいたしまして、それよりその前にもっと大きな問題があるんじゃないですか、こういうことを言われました。それは何かですかとちょっと話になりましたら、やはり垦務官論の話が出まして、非常に私たちも心配をしております、今後どうなるんでしようか、こういうことでもつかりやつてもらいたい、こういうことで、これは第一線の窓口の方々も本当に非常に心配されているんだなと私は改めてそのことを感じました。

私はそのとき、心配はありませんよ、そんなに、そういう問題は起きる話ではないし、そのかわり何十年か先の話はわからないけれども、こういう話もそのときして終わったのでありますけれども、

ばいけませんし、そういうことが郵局の預金老齢に対する善良な管理の大変な意味を持っていましたから、要するに、預かる方は郵政省であります。使う方は大蔵省です、この関係がござりますか

この沿線の署課をすると、近づいて、元、近くの郵便局を何軒か回りまして、パンフレットないかということでもらってきました。たくさんこうパンフレットをちょうだいしまして、強させていただきました。そのとき窓口の女性の方とお話しする機会がございまして、今度こういう法案をやるんですよと話をいたしまして、それよりその前にもっと大きな問題があるんじやないですか、こういうことを言わされました。それは何ですかとちょっと話になりましたら、やはり開拓論の話が出まして、非常に私たちも心配をしていました、今後どうなるんでしようか、こういうこともしっかりやってもらいたい、こういうことで、これは第一線の窓口の方々も本当に非常に心配されているんだなと私は改めてそのことを感じました。

私はそのとき、心配はありませんよ、そんなに、そういう問題は起きる話ではないし、そのかわり何十年か先の話はわからないけれども、こういう話もそのときして終わったのでありますけれども、非常にそういう御心配をされている方がいらっしゃった。ですから、こういう問題はまた委員会審議、またいろいろな形を通して、やはり分配がないような形で運営をしていかなくちゃな

ら、そういう面で情報開示の問題はより大事な問題になってくるだろうと考えますので、大臣の意見を最後に伺つて終ります。

この法律の審議をすると、何とかして、パンフレットないかということでもらってきました。パンフレットをちょうだいしまして、勉強させていただきました。そのとき窓口の女性の方とお話しする機会がございました。今度こういう法案をやるんですよと話をいたしまして、それよりその前にもっと大きな問題があるんだやなあいですか、こういうことを言わされました。それは何ですかとちょっと話になりましたら、やはり開発論の話が出まして、非常に私たちも心配をしています。今後どうなるんでしょうか、こういうことも少しきりやつてもらいたい、こういうことで、これは第一線の窓口の方々も本当に非常に心配されているんだなと私は改めてそのことを感じました。

○小泉国務大臣 全く同感の点が多いわけで、専門家の意見も聞いて、この財投の情報開示といふものを積極的に進めていく必要がある。そして、国民にももっと関心を持ってもらって、財投の重

この法律の審議をすると、パンフレットをちょうだいしまして、強させていただきました。そのとき窓口の女性の方とお話しする機会がございました。今度こういう法案をやるんですよと話をいたしました。それでよりその前にもっと大きな問題があるんじやないですか、こういうことを言わされました。それは何ですかとちょっと話になりました。營化論の話が出まして、非常に私たちも心配をしています。今後どうなるんでしょうか、こういうこともしつかりやつもらいたい、こういうことで、これは第一線の窓口の方々も本当に非常に心配されているんだなと私は改めてそのことを感じにきました。

私はそのとき、心配はありませんよ、そんなに、そういう問題は起きる話ではないし、そのかわり何十年か先の話はわからないけれども、こういう話もそのときして終わったのでありますけれども、非常にそういう御心配をされている方がいらっしゃった。ですから、こういう問題はまた委員会審議、またいろいろな形を通して、やはり心配がないような形で運営をしていかなくちゃならないんじゃないかな、そういうことを感じましたので、まず意見として最初に述べさせていただいておきます。

私はまず利子の問題でお伺いをしたいのです。地元の新聞等、地方紙に載っておりましたが、三月三十日付で、こういう見出しでございました。『郵貯利子で支払い不足』『郵貯 小口分割

○山口(憲)政府委員 御指摘の件は、東京、関東郵政局管内の郵便局で、定期郵便貯金でございましたが、定期郵便貯金の一戸の預入金額につきまして、預入時の説明が不十分であったということにつきまして、関東管区行政監察局から平成五年四月一日に苦情処理のあっせんを受けたというものでございまして、その申告の内容は、非課税貯金で百二十一万六千円を一年定期に預け入れたところ、千二百十六口というふうに扱われたというものでございます。両郵政局においては、あっせんの趣旨に沿って、一口の預入金額の取り扱いについて利用者への周知等につきまして通知等の整備を図って郵便局を指導した上で、関東管区行政監察局に措置状況を報告する予定、こういうふうになつていい件でございます。

ちょっとと形式張った説明になつておりますが、事実はそういうことでございます。

○石田(祝)委員 そういたしますと、これは後の質問にも関係してまいりますが、その指摘を受けた上で、お客様に対して、お預かりする際に十分に御説明をするようにというさしむきの指導をしておりますが、さらに通達を整備いたしまして、案件がなかなか複雑な要素を持っているものですから、きちんと整理をいたしまして、再度通達をして、趣旨の徹底を図つてしまいたい、かように

ことにお預かりするというのは特異な制度でございますので、これはお客様に十分に説明をするようになります。ただ、具体的にこういうお申し出がございましたので、もう一度しつかり見直しをしまして、きちんと御説明をするようにしたいと考えているということでございます。

○石田(祝)委員 これはこれからまたお聞きをしますけれども、やはり利子非課税の方、いわゆるマル老を使える方、これらの方が特段の説明を受ければ、一口千円で例えば千口とか二千口という形になつておれば、それらの人は全部、いわゆる一百分の一の単位の部分が全部切り捨てになつているわけですね。そういうことは、それは個々に説明をしてオーケーをもらわないで、ある意味で自動的に窓口でやられておつたら、マル老の方の口座の数だけ、極端に言えばそういう一百分の一下の部分の切り捨て、そういうものがあつたということになるわけですね。

これは私は今回のことと勉強させていただいたのですが、利子の付与の方法ということで小口に分けてやるという独特の方法がある。郵便局、郵貯独特の方法がある。これは千円から五千円、ずっと三百万まで八種類に分けてやる、こういうふうに聞いておりますけれども、例えば十万円の定期性の郵便貯金の場合、現在の利子で二・六四%ですか、非課税の方、課税の方、それぞれ千円を一口とした場合と十万円を一口として利子をい

利子減少』こういうふうなことが出ておりまして、これは中央紙には載ってなかったようでありますけれども、私は地元高知県でございますので、その新聞には載つておりますので、どういうことかなと改めて勉強させていただいたわけでありますけれども、関東行政監察局の指摘があつたというふうに聞いておりますが、具体的にどういうふうな指摘があつたのか、まず御説明をいたさきこいと思います。

○石田(祝)委員 そしたら局長、確認をさせてもらいたいのですが、今までもそういうことはやるよう指導致してはいたけれども徹底不足であつた、ですから再度徹底するようにということですね。今までやってなかつたわけじゃない、たまたまそういう事例があつて徹底をしてなかつたので再度徹底する、こういうことですね。

○山口(憲)政府委員 郵便貯金の一口当たり単位

ただく場合、これは利子の受け取りは幾らになりますか。

れども、仕組みについてちょっとと御説明をさせていただきたいと存じます。

今先生からお話をございましたように、定期貯金、それから定期貯金につきましては、八種類の金種の中から一つを選んで利用していただくという形になっております。八種類と申しますのは、一千円、五千円、一万元、五万元、十万円、五十万元、一百万円、三百万円、この八種類ございまして、いわば、わかりやすく申しますと、この八種類の証書を買っていただくというふうな形のものになつていいというふうに理解をしていただきたいと存じます。

ですから、郵便貯金の商品というのは、一括で幾らといふものをお預かりするのではなくて、今申しましたような各種類のものをそれぞれ買っていただいて、それらが合わさったもので成り立っている、こういうことでございます。

その際には、同じ金種、一千円なら一千円、一万元なら

ら一萬円という同じ金種のものを複数でお買いいただく場合には、御利用いただく場合には、証書を一枚にすることができるという扱いになってしまふ。こうしたことございまして、いわば商品の構成というふうに御理解をいただきたいと思います。

そして、こういうふうにした結果、いわゆる一括でお預かりする場合と、こういう郵便貯金、定期貯金や定期貯金の金利について端数計算の関係で差が出てまいります。概して一般的に申しますと、いわゆる課税扱いの場合には郵便貯金でやっているこういうやり方が有利なケースが多い。そして今御指摘の非課税扱いの場合には、どちらかといいますと不利になるケースが多いということございます。

や端数が出てまいりません。その部分では不利になるということがございません。そこで、例えば一万円を超える預金をしていただく場合は、一万円を超える部分とそれから一万円未満の部分と二つに分けて御利用いただきますと、少なとも一万円を超える部分については不利がない。申しわけございませんが、一万円以下の部分で、千円あるいは五千円という形で預金をしていただくと、一部の方に不利な部分が出てくるということございます。

ただ、ちなみにその不利な部分がどのくらいの額になるかということをございますが、今一万円未満といいますと、千円刻みになつておりますから九千円とというのが一番金額的には大きくなりますが、九千円を一括で預入する場合と分けて預入するという郵便貯金の方式で比較した場合に、一年定期、今三・三九%でござりますが、これで八円程度少なくなるということをございます。

そこで今そういうふうな仕組みになつているということを御理解いただきました上で、今のお話で十万円を預金金利二・六四%で計算をいたしまして、非課税の場合でござりますと一口当たりの利子額は千円掛ける二・六四%で二十六円四十銭となりまして、これは国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律によりまして一円未満の端数は切り捨てということになりますので、一口当たりの利子額が二十六円となりまして、十万円でござりますので千円百円というになりますので二千六百円ということになります。一方、十万円を一口といたしまして預入をいたしますと、十万掛ける二・六四%ということで二千六百四十円ということになります。理屈の上では今お話をされたのですが、現場でやっていいない机上のことを言われます。

○石田(祝)委員 詳しく御説明いただきました

監察局の例で出されているわけですから、そのところを今後の課題ということでお伺いしたいと思うのです。

現実には、一括で預かってそして千円の口数に分けて何口、こういうことでやっているので、非課税の方には利子が自分の思っていたよりも少なかつた、こういうことで今回のことが出ていると思うのです。

それから先ほど三・三九と言われましたが、二・三九の間違いじゃないですか、パーセントは。これは後で直していくだけとしまして、今後こういういわゆる老人マル優を利用されている方、これは不利益になる場合があるのじゃなくて、これを利用するとみんな不利益になるのですよ。イコールないし不利益になる人ばかりなんですね。得する人は一人もいませんから、これはぜひ認識していただきたいと思うのです。これはぜひとも不利益をこうむらないようにしなくてはならないと思うのですが、この点はどういうふうにお考になつておりますか。

○山口(憲)政府委員 大変難しいお話をございまして、実はこれは郵便貯金の商品構成、そういう商品なんだということで御理解いただきたいなというふうに思つておりますが、今お話し申しましてたように、有利になるケースというのもあるわけでもござります。課税の場合には有利になるわけでもございまして、こういう商品構成がすべてのお客様に不利になつてはいるということをございますとこそれを直ちに検討というふうなことを申し上げやすいいのですけれども、いろいろバランスを考えますと、先ほど申しましたような形で現場への指導等は徹底していかなければいけないと思ひますけれども、非課税の部分について八円というふうな形での不利になる方が若干おられるというのも認めざるを得ませんけれども、全体としての商品バランスを考えたときに果たしてどんなものだろうかということは私どももちょっと即断しかねる要素があるうかと思つております。

それからまた、現実的な問題で恐縮でござりますが、それどころか、長い伝統の中でこういう商品構成でやつてきておりまして、すべての仕組みがこういうふうにでき上がっております。特にコンピューターの関係がこういうふうな形にできておりまして、これを直ちに改めるというのは至難のわざでございます。仮にそういう御指摘のような方向に商品構成を改めるということを考えたといたしましても、大幅なシステム更改をするようなときにはあわせて検討させていただくということにならざるを得ないかな、こういうふうに思つておる次第でござります。

○石田(祝)委員 ちょっと誤解をされでは困るのですが、私が不利になると言つておるのは、非課税の枠を利用できる人は不利になる、課税の方は有利になることは、計算書をいただいて私も確認をいたしました。ですから、商品構成を変えろという話ではなくて、さっきおっしゃったように、例えばこつうことですから一円以上と千円以下を分けてください、分けた方がいいですよといふ説明をするようにしたらどうか。例えば今まで一枚だったら一枚にするとか。こういうことを話せば、多分大抵の人はじゃあ私は分けます、または端数にちょっと足して万円に切り上げてやってください、そういうふうに言うと思うのですね。

現実にそういうことをしないということは、僕は多分窓口ではそういう話はしてなかつたと思います。

ですから、郵便貯金本来の、すべての国民にひとしく安全で有利な貯金をしてもらう、こういうことからすれば、これからお年寄りがふえるわけですから、六十五歳以上の方がどんどんふえてこられるわけですから、極端に言えばそういう人の郵便貯金をやられる割合はどんどんふえていくわけですね。ですからそこを考慮したら、やはりそういう指摘を受けたわけですから、今後、二つに分けるとか、もうちょっと足していただけで一万円単位にしていただければこういうことも起こりませんよと指導していただいて、せつかり

足を運んで預けに来てくれているわけですから、そこはもうちょっと考えていただいた方がいいんじゃないかというふうに私は率直に思いますけれども、どうですか。

○山口(憲政府委員) 委員御指摘のとおりでござ  
いまして、これまで御指摘のような観點からの指導  
が徹底していかなかったということは私どもも反省  
せねばいけないと思っております。先ほど  
通達等を整備いたしまして、ということで御説明さ  
せていただきましたけれども、先生からもお話を  
ございましたような点はある意味では中心にいたし  
まして、きめ細かい対応が郵便局ができるよううござ  
指導をしていきたいということですございます。引  
き続き御指導賜りたいと思います。

たいのですが、一月二十四日の予算委員会のときに、私が福祉定期貯金のことで質問いたしました。そのときに、福祉定期貯金の対象者が全国で

約五百五十万人いると。老齢福祉年金受給者、また障害年金、遺族年金等を受給されている方がその対象なわけありますけれども、そのときに銀行と郵政省の郵便貯金、両方聞きましたところ、両方合わせて八万九千の方しか利用していなかつた。これは利率も四・一五%、公定歩合が下がった後もことしの三月一日より一年間四・一五%で募集をする、こういうことで非常に有利な制度だ。だけれどもその五百五十万人のうちの八万五千人しか利用していない、これはPRが足りないんじゃないかな、こういうことを申し上げました。そのときに郵政大臣の御答弁も、もつと知つてもらえるような努力をしていきたいと思っていて、こういう答弁がありましたけれども、その後どういう形でこのPRというものをやられていくのか、また、実際利用状況としてふえていくのかどうか。これは実態がどういうふうになつておられますか。

年七月から平成四年七月までの一年間でございましたが、この間で取扱件数が六万五千件で預け入れの金額が五百九十六億円でございましたけれども、今回措置しているものは、本年の四月までで九ヵ月間でござりますが、七万八千件でございました。預け入れ金額が八百四十六億円というふうに、まだ九ヵ月ですけれども前回に比べますと伸びてきております。特に本年三月と四月の二ヵ月間の実績を見ますと、預け入れ件数が三万三千件で預け入れ金額が三百六十八億円ということです。これまでにない伸びとなつておりますと伸びは、「二月に先生にお話しいただいてから、もう少し」とこの福祉定期についての意識づけを郵便局の職員の皆さんにしなければならないというふうなことで指導をいたしました。PR策を強化してきましたというふうなことがこういうふうな形で伸びてきたのかなというふうに思っております。

○石田(祝)委員 ゼひこれはさうに周知をお願いしたいと思いますが、この福祉定期貯金の場合も先ほど私が申し上げたのと同じ、いわゆる福祉定期貯金を利用してなにおかつ非課税という方もいらっしゃるわけですから、そういう人もさつきと同じ問題が起きてまいります。せっかく四・一五%という利率をつけてもらつても、先ほどの千円一口にいくとこの四・一五の最後の五が消えてしまふ、こういうことになるわけですから、この点も窓口等で、こういうことですよと、これはあうぜひ御説明をいただきたいと思います。

いろいろ今まで局長の答弁もいただきましたので、さらに聞くことはないわけで、私の方から申し上げますと、今後の課題として、お聞きますところによると、電算システム自体が異なった単位のお金の口数を合わすことはできない、千円なら千円で何口ということしか今のところできないというふうに聞いております。ですから、これは電算システムを変えるか、また違った単位のものは二口にしてもらうとか、こういうことで、そのあたりの行き違いによって本人が不利益を受けるとか思いもかけず利息が少なかつた、こういう指摘を受けることのないようにぜひお願ひをしてみたいと思います。

続きまして、ボランティア貯金についてお伺いをしたいと思います。

聞きますと、これは山口局長がアイデアを出されて、貯金の歴史始まって以来のヒットだ、こういうふうに聞きましたけれども、これは現状どういうふうになっておりますか。口数とかその金額、また配分先も含めてボランティア貯金は今どういうふうに進展してきているのか、ちょっと御報告をいただけますか。

○山口(憲)政府委員 大変ありがたいお言葉をありがとうございました。

突破したということです。そして平成四年度にいたいだいた寄附金は約二十四億円というふうな形になつてゐるところでございます。

具体的にどういうところに利用されているかと  
いうことでござりますけれども、平成四年度の今  
の二十四億円についてはこれから作業をさせてい  
ただくということになつておりますので、平成三  
年度について御説明をさせていただきますと、平  
成三年度は二十七億円の原資をいたいだいたとい  
ふことでございまして、そのうちの二十三億円が一  
般援助という形で配分をされ、二億七千万円を緊  
急援助という形で配分をしているということでござ  
ります。

配分対象の事業でござりますけれども、非常に  
多いのは、子供のための施策でありますとか女性  
の自立のための施策というふうなものがかなり目  
立つております。それからまた事業の中では、医  
療衛生あるいは教育関係というふうなものに比  
較的需要が多いというふうなことでござります。  
それから、地域的に見ますと、アジア地域が十  
九カ国十六億円というふうな形になつております  
で、アジアが最も多く、それに次いでアフリカの  
地域に十一カ国三億九千万というふうな形で配分  
をしているというふうなことでござります。

○石田(祝)委員 このボランティア賃金、私も非  
常にすばらしいものだと思うのです。これは、國  
民の皆様お一人お一人の善意を結集して二十七億  
円、こういうことになつてゐるわけですが、これ  
はある意味でいえば、今まで何かお役に立ちた  
い、自分でもボランティアみたいなことをやつて  
みたい、だけれども具体的にどうやっていいかわ  
からない、そういうところにこういうボランティ  
ア賃金ということで自分の預金の利息の一部をそ  
れに使つていただきる、そういうことで、ある意  
味では皆さん非常に喜んでやつていただいている  
んではないかなと私は思います。

それで、そういう善意の集まりを二十七億、ま  
た四年度は二十四億、これをNGO、そういうと

ころに配られていると思うのですが、その行つた  
先ですね。お金は出しましたよ、自分としてはい  
いことをしたよ、じゃその先どういう形で、皆がい  
んからお預かりをしたその善意の真心のお金がい  
ういうことで使われていますというふうな広報の  
部分ですね。

お金は出しましたよ、だけれども後はどうなっているか私たちは余りよく知りませんよということではなくて、自分たちのものがこういうところに使われているというふうなことがわからなくなお一層励みになるのではないかな、こういうことも思いますが、この寄附金の使い道等について具体的に広報体制、どういう形でそれらの人たちに知らせる体制をとっているのか、十分にできているのかどうか、こここの広報体制については今どのようになりますか。

○山口(憲)政府委員　国際ボランティア財金につきましては、やはり皆さん方からの信頼をいただくということが一番大事なことでございまして、その信頼を損なわずに制度の定着を図る、こういうことのためには、今お話しの寄附金の使途について的確に皆さんにお知らせするということが肝心なことだというふうに思っております。

そこで 現在やめております内容は「しての作成、放映あるいは郵便局のパネル展の実施、それから寄附金使途周知用冊子、あるいは情報誌「国際ボランティア貯金通信」、あるいはチラシの作成、配布」というふうな形で、考えられます施策につきましてはほとんど取り入れてやっているということをございます。いずれにいたしましても、周知の経費というのもかかるわけですが、して、その辺のバランスも考えながらやっていかなきやならぬ、こういうことでござります。その中で、大変皆さん方からいいという御評価をいただいているのが報告会の実施でござります。これは、資金の配分を受けたNGOの皆さん方が、地域の皆さん方にお集まりをいただきましたて、そこで、こういうふうに使いました、こうい

う活動をしておりますというふうな御報告をしていただくということですございます。そういうことを通じまして理解を深めていただくと同時に、また、失礼な言い方になるかもしませんが、NGOの皆さん方にもやはり一つの縛りになるといふか、きちんとしなきゃならない、そういう作用も果たすものかなと思っております。こういったものにつきまして、全国百会場近いところでそういうふうな報告会を実施をしているというふうなことでござります。

きちんとすべき点、それからソフト的に状況を把握すべき点というふうなことを分けて私どもいろいろの施策をしているところでございますが、例えば中間段階では報告を随時お願いをしてしまって、写真であるとかビデオであるとか現地の人々の絵などか手紙だとか、何かあつたらいただきたいと、いうふうなことで見せていただきまして、その進捗状況の把握というふうなことを途中の段階ではしておりますが、事業が終了した段階にはきちんと終了報告書といつものを見させていただきまして、その進捗状況の把握というふうなことを途中の段階ではただいで、そういう経理をしっかりと監視しているということをございますが、また、写真等も必要な場合にはつけていただくようにお願いをしているということをございます。

それからまた、職員によりまして各団体の国内事務所に赴きまして、そこで監査をさせていただとか、事業を実施しております海外にも赴きましてそういう監査もさせていただいておりますが、特に後者につきましては、民間の専門機関の方にお願いをして見ていただくというふうなことと、それから、預金者の代表に行つて見ていただき、しっかりやっているというところを実感をしていただき、そして帰ってきて報告をしていただくというふうな形のものも実施しているところだと思います。

いろいろまた皆さん方からお話をお聞きしながら、先ほど申しましたように、ボランティア貯金の資金の持っている、自由に生き生きと使っていいただきたいということと、きちんとしなければならないという、この二つの要請をうまく調和をさせるような方策をまたいろいろ引き続き研究させていただきたいと思っております。

○石田(祝)委員 ぜひこのことはお願いをしたいと思います。

それで、このボランティア貯金、最後になりますが、提案をちょっととさせていただきたいと思います。実は我が党で五月の四日に「国際協力NGOへ

の支援に関する提言、これを発表いたしました。その中で、国際ボランティア貯金が非常にN.G.O.にとって有効である、こういう観点から提案をさせていただいているのですが、ここで我が党の提案としては、国際ボランティア貯金の寄附金に充当する利子の比率、現在は二〇%の割合のものしかありませんけれども、これを五〇%、一〇〇%、こういううちよつと異なった割合ですね、異なったというよりも、もうちょっとたくさん寄附をしていただく割合、こういうもののを設定をして、預金者が選択できるようにしてはどうか、こういうふうな提案をさせていただいております。

実は先ほど局長からもお話を伺いましたが、このボランティア貯金、加入者が平成三年度で累計六百七十四万件、このときに寄附金の額が二十七億あった。それが平成四年度、加入者は総計で約一千百万件、一千万件を超えた。だけれども、先ほどのお話だと寄附金の額は二十四億円と逆に減っているわけですね。これはやはり利子の高い低いによって大きくその額が左右される。ですから、例えば四年度の配分は明確に三億円少ないわけですね。極端に言えば、今までやっていたところに全部は手当でできない。ましてや、今まで以上に広げて新しい分野にこの真心のお金を使っていただくと、お金の配分のものが、ハイが小さくなってしまう。ですから、これはいろいろと大変なこともありますけれども、二〇%だけではなくて、五〇%、一〇〇%など、いろいろ預金者が選べるようなことをしてはどうか、こういうことを提案をいたしております。

さらに、この国際ボランティア貯金の始まる前に、郵便貯金に関するアンケートというものが平成元年度にとられておりますが、そのときに、利子に対する寄附の割合はどのくらいまでがいいか、こういうことで、七五%ぐらいの人は「割り切らざりまで」ということだったのですが、実は三割ぐらいしゃるわけですね。それは、国際ボランティア貯金というものがどういったものなのか、理屈では話

を聞いても、実際動き出して、本当に寄附をいたしました。それでNGOの方々がいろいろ活動されている。そういう実績のない段階での調査なわけですね。

こういう時代、やはり国際貢献とかいろいろな話が出でている状況でございますから、やはり五割または十割というものを設定をして、選べるような、そういうものをつくつたらどうか。これは我が党の提案でもありますし、きょううちよと提案をさせていただきたいと思いますけれども、そういうお考えがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

合を幾らにするかという問題は、発足当時から、幾らにするか、どういうふうにするかというのは、大変皆さんの御意見があつたところでございますけれども、お話をのように、制度を創設いたしますときには、それではということではなくアンケートをさせていただきましたところ、「二割」というふうな御支持が一番多かったというふうなことから、それでは「二割」というふうに固定してスタートしとおきたいとおもつて、その背景には、やはり手軽に参加できて、簡単でわかりやすいということでもかなり普及に寄与した部分があるのではないかとふうに考えておるところでございます。

率をさらに引き上げていくことにつきましては、これからいろいろな状況を見て考えていかなければいけないと考えますけれども、いろいろな要素の一つに、やはり郵便局というのは気軽におつき合いいただく場所だとしていることなどから、負担感だととか、郵便局に行くのがいいというふうな感じになるのはどうかならないというふうなこともありますし、気軽な郵便局というイメージを損なうことのないような形で、このボランティア賃金というのは寄附をお呼びいするわけですから、普及をしていかなければなりません。

いづれにいたしましても、まだ制度が始まつて間もないものでもございますので、ひとまずは、さしむきのところは現在の二〇八という形でこの制度の定着を図らしていただきまして、もう少し成熟した段階で、さらに皆さんの御意見あるいは利用者の御意見等をお聞きしながら、こういう問題があるということは十分認識をしておりますので、検討させていただきたいというふに思つておる次第でござります。

○石田(祝)委員 これはぜひ御検討いただきたいと思います。また、アンケートも、やられる前に一回とつておるだけですから、これは、その後の実績等も踏まえてどういうふうな評価をしていただいているのか、これは加入者数にあらわれているとは思いますが、どういうふうに評価をしていただいているか、あわせてこれはまたアンケートを一回、局長、やられたらどうですか。そのときに、あわせて利子に対する寄附の割合も一回皆さんのお意見をお聞きになつたらどうかと思うのですけれども、この点はどういうふうに、今後できますか、そういうことは。

○山口(憲)政府委員 検討検討では申しわけございませんですけれども、急な御提言でございますので、本当に検討させていただきたいと思いまます。よろしくお願ひいたします。

○石田(祝)委員 続きまして、これはぜひお願ひをしたいと思いますが、定額貯金の金利自由化についてお伺いをします。

この問題は午前からずっとたくさんの方にお聞きになつていますけれども、定額貯金が、大蔵省とのいわゆる合意が今回なされたということですけれども、いろいろな問題があつたということふうな観点から見直しということになつたと思うのですが、民間の金融商品と比較してどこが実際問題だったのかな。これはどういうふうな、ある意味では背景というのですか、どこが問題となつて、そういう認識の人がいて、今回の金利自由化、実質的な決着を見たとかいろいろなことを言

なっておったのですか。

○山口(憲)政府委員 定額貯金の問題につきましてはいろいろ御議論がござりますから一律にお話を申し上げることはできませんけれども、端的に申しますと、やはり定額貯金を中心とした郵便貯金に対して資金がシフトするということがすべての発端だったのではないかというふうに私どもは考えておるわけでございます。

そこで、そういうたシフトというふうなものを回避をするにはどうしたらいいか、特に、この自由化時代を迎えてそういったことがないようにと、いうふうな観点から、今回、昨年の十二月に大蔵省との間で、金利設定に当たって市場の実勢を考慮するとともに、機動的、弾力的にというふうな形で金利設定をすることでシフトの問題を解決をしたということをございまして、そういう観点からいたしますと、定額貯金の商品性を見直しの問題につきましては実質的に解消したものだというふうに思つておるわけでございます。

なお、先ほども御説明を申し上げましたけれども、定額貯金というのは個人によりまして流動性と収益性というものを兼ね備えた商品だという意味で、この商品性というのは利用される皆さん方にとって非常に便利なものだということをございますので、そういういた部分につきましてはぜひ守つていきたいというふうに考えておるところでございます。

○石田(祝)委員 今ちょっとお話しになりましたから続いてお聞きをいたしますと、今回のこの合意で、実質的に解決をしたというふうに、私も書類をいただいてそういう文字も確かに入つております。さうは大蔵省の方おいでいただいだないのですが、これは本当に両省ともそれで解決をした、もう今後そういう問題は二度と俎上に上ることはない、例えばこの委員会の席でもう一回そういう話になることはないということですか。実質的に解決をした、実質的という形容詞とか副詞がついているわけですから私はちょっと疑問があ

○山口(憲)政府委員 大蔵省と整理をした中に、いろいろな合意の前提になるものがあります。今回の合意に当たって、私どもとしては、横並び的、談合的な金利ではなくて、自由な競争が行われているというふうなことが必要だ、果たしてそういうふうになつてゐるかといふうな条件等も私どもも申し上げておりますけれども、いろいいろなそういう前提条件がござりますので、こういった前提条件が今回の合意によって実効が上がらない場合、特に金利によるこの合意によって実効が上がらない場合には、両省は必要に応じて、商品性の見直しを含めて、今回の合意の全般的な見直しを行おう、こういうふうに整理をしていろいろなところでございます。ですから、逆に申しますと、今申しましたような前提条件というものが創設されてゐる限り、この定額貯金の見直し問題と、いうものは起こつてこないというふうに大蔵、郵政間では整理がなされているということでござります。

直しと、これは発展がないのじゃないか。

ですから、その背景の規制金利と自由金利のそういう違いのみが資金シフトの差になつて出てきている、こういうふうな理解でこの合意というのはなされているわけですか。

○山口(憲)政府委員 この官民の間の資金シフトの問題は、確かに平成二年、平成三年度のときに大きくなっています。郵便貯金のシェア

というのはずと長い間三〇%ということになっておるわけでありまして、必ずしも郵便貯金に一方的にシフトが起こっているという、長期的に見ますとそういうふうになっているというものではございません。ただ、そのときどきによりま

していろいろ振れがございますが、特に平成二年度と平成三年度におきまして大きく資金が移動しましたというふうなことがございまして、その原因を調べますと、どうも御指摘の規制金利と自由金利の共存というふうな形の金利のアンバランスから生じた資金シフトであるということが両省間の共通の認識になりまして、そこで、先ほど申しまし

た合意をいたしますことによって回避できるといふうことを見出しましたのでござります。したがいまして、基本的には、今回定額貯金の金利を民間の金利を考慮して決めるというふうな形にすることによりましてこの解決ができるというのが、私どもが見ていくところです。

なお、万一御指摘のような事態が生じたというふうな場合には、先ほど申しましたように、その合意内容全般を見直すということになつております。されども、そういうことの起こらないように、ぜひ円滑な金利自由化を迎えるよう努めたいと私どもは思つておる次第でござります。

○石田(祝)委員 これは、個々の預金者の立場からいふと、本當は話がある意味では逆になつてくるのではないかと私は思います。要するに、今後のそういう定額預貯金、定期性の貯金、預金の利率改定に当たつて、結局、資金シフトが生じないような形が先にくるわけですね、新しく問題が起きたら変えますよと。そつしたらこれは預金者

の問題じゃなくて、資金シフトがあるから変えますという話でしょ、そういうことが起きないようになりますと、それがどうなつておるわけですから。それじゃ個人個人が自分の意思に従つて預金をする、そっちの方がいいと思って預金したら、結局そっちの方が金利が下がるわけですね、そっちの方がお金が集まるわけですから。

ですから、個人の貯蓄分野において、資金シフトというものをもつて非常に恣意的にそういう利率というものを決めていいのだろうか。それは、私がさっき言ったように、この資金シフトというものが本当に金利差だけなのか。例えば、こどしの三月十日の新聞に載つておりました、どちが運用を任せた安心か。これは銀行協会が調査、発表しているのですが、銀行が三三%、郵便局は四四%。こういうふうに、ある意味でいえば、この数字は自分たち銀行が発表しているわけですから、あえて公表したと書いてありますけれども、多分そういう部分もあるのではないかと思ひます。

ですから、唯一無二の原因がどうかがわからぬものを、まずそのところを解決するという形で見直し、見直しということへ進んでいくのは余りにも恣意的ではないか。これは郵便貯金の性格、いわゆる個人貯蓄だ、こういう観点から見たときにちょっと逆行ではないか、こういう気がいたしますけれども、この点はどういうふうにお考えになつておられるのでしようか。

○山口(憲)政府委員 先ほど申しましたように、現在の定額貯金が有利で定額貯金に集まつて郵便貯金につきましては、長い目で見ますとシェアは三〇%と一定でござります。特に郵便貯金に、現在の定額貯金が有利で定額貯金に集まつて、あいのことはこれから避けていった方がよいのではないかということで、そういうふうなケースが起こらないようにしようということでやりましたけれども、現実に規制金利と自由金利と

いうのが併存するという事態はなくなつたわけでございまして、私どもとしては、シフト問題といふのはほとんど起こらなくなるのではないかといふふうで思つておるところでございます。

それで、利用者という立場から見ますと、規制金利の時代には、人為的低金利政策といふうなことが言われておりますように、どうしても金利が低く抑えられているというふうなことがございましたけれども、今度、本当に自由化をいたしまして、公正に競争が行われるということになりましたけれども、その価格を信頼して、我々としては、この金利をつけても預金者にマイナスになるということはないというふうに考えます。

して今回こういう合意をしたわけでございまして、私どもといたしましては、今回の合意で資金シフトというものは起こらない、資金シフトが起こらるるような金利のつけ方というものは事態としている次第でござります。

○石田(祝)委員 ですからこの問題は、私がさつき最初に申し上げたように、資金シフトが利率だけの問題で起きた、こういうことであれば、それは理論的にそうでしよう。でなければ、銀行協会が調査をあえて発表したように、その運用を任せたどちが安心か、そういう調査でも、個人個人は、ある意味を持った、有意な差が相当出てきているわけですね。ですから、そういうところは結果消されて、全部利子の問題に解消されて、資金シフトは全部利子の問題だ、こういうことで動いていくと、これは個々の預金者の立場からいくとどうかなと、これは正直な私の危惧であります。ですから、資金シフトが起きるかどうかはこれらの方もおやりになる、こういうことで、お互いに突き合わせをしていきますようということでございますので、そのことが市場に対して影響を与えるというふうには私どもは今考えていないところを把握させていただいて、その把握したものを、

○山口(憲)政府委員 金融自由化が実現いたしましたけれども、金利に関しては金利自由化が実現いたしましたけれども、個々の金融機関がそれぞれ自分の判断で金利を決定するという形になるわけでございます。そこで私どもといたしましては、そういう市場の状況がどういうふうになつておられるかということがあります。

○山口(憲)政府委員 金利が決まりますと、それは郵便貯金の金利を決める際の配慮あるいは考慮の材料にさせていただきたい、この状況が把握は郵政省の方もやりますし、大蔵省さんの方でもおやりになる、こういうことで、お互いに突き合わせをしていきますようということでござりますので、市場の状況を把握しようということを把握させていただいて、その把握したものを、

ですから、もう一点申し上げますと、モニター制度ですね。お互に計数を交換する、また、利率水準の目安の設定をする、こういうこともあるのですけれども、このモニターモードでお互いにいる次第でございます。

○石田(祝)委員 この問題は、いただいた資料の中でこうなっています。合意に関する文書の「主な内容」で、「定額貯金の利率改定に当たっては、個人貯蓄分野において資金シフトが生じることがないように十分配意。このため、両省は、利率や預貯金額に関する計数を交換し、モニターを実施。」ですからこれは、日本語でちゃんと読めば、市場に資金シフトが生じないようにするために計数を交換し、モニターを実施する、こういうふうになつていてるのですね。これはそれぞれが独立して利率を決めるという話じゃないのですね、要するにシフトが生じないようにする。ですから、そのシフトが本当に金利だけで決まるものであればまた別でありますけれども、いろいろな要素が入ってくるのだけれども、それを資金シフトに集約させて、その偏りが生じないようには計数を交換し、モニターを実施する、こうなつておりますから、私は、利率が預金者にとって不利な、低い方に引っ張られていくのではないかと危惧しているわけであります。これは外れれば幸いですが

この問題は、時間も来ましたのでまた機会があればと思いませんが、実際、いつぐらにこの金利自由化をやられるような予定にされております。

○山口(憲)政府委員 これは民間の金融機関の皆さん方と同時に実施したいというふうに考えておりまして、六月中ということを一応目安にしておられます。しかもこれは月曜日から変えなければいけないということでございますので、この貯金法がいつ成立をするかということにかかってくるわけですがござりますが、貯金法が成立いたしますと、その後政令を定め、政令を定めるためには郵政審議会の議を経なければならぬという一連の作業がござりますので、私どもとしては何とか皆さん方に御努力をいただいて、六月中には実施の運びに至るようにしたいということで諸般の準備を進めているところでござります。

○鶴井委員長 次に、田並鳳明君。

○田並委員 私、前回は大臣だけに質問したものですから、今回は大臣の方はやめにして貯金局長にだけ質問いたします。大臣、よく聞いていていただきたいと思います。

これは答弁は要らないのですけれども、まず第一点、最近の行革審の中間報告の中でも、官業は民業補完をしつつ適切な役割を果たす、これは何かまくら言葉みたいな格好ですと出ていますが、私はそれはそれなりでいいのですが、例えば郵便貯金に対応する民間の金融機関、銀行がありますが、よく銀行協会の方々がこのことを一つの構造のことなんです、言論の自由ですから。批判は批判として、郵政事業、あるいは特に郵便貯金事業についての批判があればそれはどんどんしていただけて、その批判をまともに受けて、さらに国民のための郵政事業、郵便貯金事業にするといふことは結構なことですからそれはそれでいいのですが、例えば官業と民業という言葉でくわらっていますが、銀行というのが本当に官民の中の純粋な民になるのだろうかという論議があるのですね。

元銀行局長をやられた方のお話として新聞に出ていましたが、つまり銀行も、免許制で競争も一定の制限をされて、護送船団でつぶれないようにしておって、本当に民業と言えるのか。だから郵便貯金と民間の銀行を比較していろいろ言うのに、いわゆる官業、民業という言葉じゃなくて、官業、準官業というのが正しいのではないか。要せんが、例えは、郵便局の定額郵便貯金を大変有利な商品だといってお客様がこの定額郵便貯金を大変利用されるわけで、これに對して、どうも市中のお金が郵便局の方にシフトをされてしまつて大変迷惑だ、こういう話がよく出てくるわけではありませんが、そうじゃなくて、官業でなければできないことがあるでしょうし、あるいは官業がい

いことをやつたら、それを民業が十分検討して採算ベースに乗せて国民の皆さんにサービスを行うというのだが、本来のあり方として官業と民業お互いの切磋琢磨の中での国民に対するサービスの提供ということで、国民の福祉の向上や経済発展のために役立たせるのが当然のことではないか、私はこういう気がいたします。

そこで、今申し上げたように、郵便貯金に対してもいろいろな批判といいましょうか、いわれなき中傷みたいなものが事実に反してかなり多く出されているような気がするのです。したがって、郵政省も臆するところなく、誤解ならば誤解としてまちつと反論するものは反論しないと、国民の皆さんが誤解したまままでいってしまうのではないかなと思うのですね。

私は通信委員会長いのですが、これはどなたの大蔵だとは言いません、かつて郵政大臣になった方が、この場所で答弁をする冒頭、私は今まで実に不勉強だったと。というのは、郵政省というのは郵便も貯金も保険も税金でもって賄われているんだというふうに言われて、いや、郵政省といたいうのは人件費から何から全部独立採算でやってる、こういう言い方を郵便貯金はされているのですよ。これについては局長としてどのようにお考えか、お聞かせを願います。

○山口(憲)政府委員 ただいま郵便貯金につきましては、誤解がいろいろあるのではないかというお話をございました。郵便貯金につきましてはこれまでいろいろな御議論がありますし、私ども見させていただいておりますけれども、事実誤認、誤解に基づいての御議論があるのは事実でございまして、私どもいたしましても、いろいろな御議論をお聞きし、そして参考にし、郵便貯金というものを強固なものにしていきたいと考えておりますが、事実誤認、誤解に基づく御議論というのは全く役に立ちませんので、そういう意味では、お話をのように、私どももつともっと努力をして誤解のないように、私どももつともっと努力をして誤解のないような形のものにしていかなければいけないと思っておるわけでございます。

ただいまお話しの増加状況の関係につきまして一つは、先ほど申し上げましたように、例えは今郵貯の残高が百七十兆九千億ほどあります。そして平成四年度で純増が六兆二千億円、これは毎年おおむね七兆から八兆円程度の純増ですから、この純増も平成四年度では大変な努力の結果として評価をしたいと思うのです。その際に、全国の

ますが、直ちに引き出しにおりでなりませんから、預かっているお金に対して利子を準備して積み立てておかなければいけないということです。まして、その部分につきましては、大蔵省の資金運用部から預託利子としていたいものをお客様の将来の利子の支払いに備えて積み立てるとお客様にしているわけでございます。それを私ども元加利子といつておりますので、この二つの要素で郵便貯金の資金は成り立っているわけであります。したがいまして、そういうことからいますと、郵便貯金残高といっておりますけれども、むしろその年の郵便貯金の預託増加額という形のものというふうに御理解いただくのが正しいというふうに思つておる次第でございます。

それからまた、郵便貯金と民間の金融機関を対比される際にも、私どもがいつも注目をしておりますのは、私どもと競合する分野での資金がどういうふうになつておるかと云つておる次第でございます。それゆゑ法人預金といつておる手の届かない領域でのお話をございまして、また個人の領域のものにつきましても、いわゆる大口個人といつておる手の届かない、現在の限度額から申しますと一千万円未満のところの資金がどうなつておるかと云つておる次第でございます。

○田並委員 よく理解されるようにせひとつPRもしてほしいと思います。

次に、これもおかしな話で、先ほどの、郵政事業というのは税金で賄われているんじやないか、人件費も税金じゃないかといつたぐいなんですが、郵政事業はどんぶり勘定じゃないかとか、郵便事業の方から郵便事業は金をいただいてるんじゃないか、あるいは逆に、郵便事業が赤字になれば今度は郵便貯金会計の方からお金を回してい

るんじやないかとか、業務用の郵便は貯金局が出すものは全部無料なのではないかとか、とにかく立てるおかなればいけないということです。ましてお立てるおかなればいけないということです。金運用部から預託利子としていたいものをお客様の将来の利子の支払いに備えて積み立てるとお客様にしているわけでございます。それを私ども元加利子といつておりますので、この二つの要素で郵便貯金の資金は成り立っているわけであります。したがいまして、そういうことからいますと、郵便貯金残高といっておりますけれども、むしろその年の郵便貯金の預託増加額という形のものというふうに御理解いただくのが正しいといふうに思つておる次第でございます。

それからまた、郵便貯金と民間の金融機関を対比される際にも、私どもがいつも注目をしておりますのは、私どもと競合する分野での資金がどう少しありやすく、特に識者に対しては知らしてあげた方がいいんじやないかと思つておる次第でございます。それゆゑ法人預金といつておる手の届かない領域でのお話をございまして、また個人の領域のものにつきましても、いわゆる大口個人といつておる手の届かない、現在の限度額から申しますと一千万円未満のところの資金がどうなつておるかと云つておる次第でございます。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にそのツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○田並委員 よく理解されるようにせひとつPRもしてほしいと思います。

次に、これもおかしな話で、先ほどの、郵政事業というのは税金で賄われているんじやないか、人件費も税金じゃないかといつたぐいなんですが、郵政事業はどんぶり勘定じゃないかとか、郵便事業の方から郵便事業は金をいただいてるんじゃないか、あるいは逆に、郵便事業が赤字になれば今度は郵便貯金会計の方からお金を回してい

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。それでこの二つは、郵便貯金につきましては私が肥大化をしている原因にもなつておるんじやないか、こういう物の言い方が横行しているわけですよ。

ですから、そういう意味ではこういうことも誤解を解いてもらつて、はつきり申し上げて、郵政事業といつては三特別会計で成り立つておる次第でございます。それからまた、郵便貯金と民間の金融機関を対比される際にも、私どもがいつも注目をしておりますのは、私どもと競合する分野での資金がどう少しありやすく、特に識者に対しては知らしてあげた方がいいんじやないかと思つておる次第でございます。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○田並委員 よく理解されるようにせひとつPRもしてほしいと思います。

次に、これもおかしな話で、先ほどの、郵政事業といつては税金で賄われているんじやないか、人件費も税金じゃないかといつたぐいなんですが、郵政事業はどんぶり勘定じゃないかとか、郵便事業の方から郵便事業は金をいただいてるんじゃないか、あるいは逆に、郵便事業が赤字になれば今度は郵便貯金会計の方からお金を回してい

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員会にありますから、集まつたお客様のお金が大蔵省の資金運用部へ入つて預託をされて、それが財投へ行つたり、あるいは自由化対策資金として国

民福祉だとか経済社会の発展に貢献をしていると

いうのは当たり前のこととしてわかるのですが、

どうも悪意に満ちた宣伝として、郵便貯金に預けた資金が国庫に眠つちゃって信用創造を阻害をし

て経済に悪影響を与えておる、こういふ、これまで物を知つていて言つておるのか知らずに言つておるのかわかりませんが、こういう議論があるんで

ですね。これだけの百七十兆からのお金が眠つ

ちゃつたら、まさに日本経済おかしくなります

よ。だから、これはもう本当に国の第一の予算と

して財投の主要な財源を郵便貯金のお金といつ

て占めており、しかも自由化対策資金としても既

に相当のお金が出されているわけですから、当

然、これはもう信用創造をまさに生み出している

と同時に国民の福祉や経済社会の発展に大きく貢

献をしているというのを本当にわかるのですが、

こういふ言われておる事実がありますので、ぜひ

これについても郵政省としてはつきりと物を言つていただきたい。

個々のいろいろな分計の基準といつておる次第でございます。それからまた、定期郵便貯金を中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員

冊子などにも、例えば分計基準といつておるなもの

を明記する等して、皆さんにそういった分計基準

について知つていただくというふうな努力をして

おりますが、基本的には、会計検査院がもう私どもにとりましては大変厳しいチェックを毎年され

ているわけでございまして、恐らくこの検査院の検査というのはいろいろな検査の中でもかなり厳

しい方の検査ではないかというふうに思つており

ますので、この辺がどうかと思うのです。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な

商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を

中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に

長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員

冊子などにも、例えば分計基準といつておるもの

を明記する等して、皆さんにそういった分計基準

について知つていただくというふうな努力をして

おりますが、基本的には、会計検査院がもう私どもにとりましては大変厳しいチェックを毎年され

ているわけでございまして、恐らくこの検査院の検査というのはいろいろな検査の中でもかなり厳

しい方の検査ではないかというふうに思つており

ますので、この辺がどうかと思うのです。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な

商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を

中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に

長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員

冊子などにも、例えば分計基準といつておるもの

を明記する等して、皆さんにそういった分計基準

について知つていただくというふうな努力をして

おりますが、基本的には、会計検査院がもう私どもにとりましては大変厳しいチェックを毎年され

ているわけでございまして、恐らくこの検査院の検査というのはいろいろな検査の中でもかなり厳

しい方の検査ではないかというふうに思つており

ますので、この辺がどうかと思うのです。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な

商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を

中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に

長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員

冊子などにも、例えば分計基準といつておるもの

を明記する等して、皆さんにそういった分計基準

について知つていただくというふうな努力をして

おりますが、基本的には、会計検査院がもう私どもにとりましては大変厳しいチェックを毎年され

ているわけでございまして、恐らくこの検査院の検査というのはいろいろな検査の中でもかなり厳

しい方の検査ではないかというふうに思つており

ますので、この辺がどうかと思うのです。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な

商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を

中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に

長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員

冊子などにも、例えば分計基準といつておるもの

を明記する等して、皆さんにそういった分計基準

について知つていただくというふうな努力をして

おりますが、基本的には、会計検査院がもう私どもにとりましては大変厳しいチェックを毎年され

ているわけでございまして、恐らくこの検査院の検査というのはいろいろな検査の中でもかなり厳

しい方の検査ではないかというふうに思つており

ますので、この辺がどうかと思うのです。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な

商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を

中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に

長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員

冊子などにも、例えば分計基準といつておるもの

を明記する等して、皆さんにそういった分計基準

について知つていただくというふうな努力をして

おりますが、基本的には、会計検査院がもう私どもにとりましては大変厳しいチェックを毎年され

ているわけでございまして、恐らくこの検査院の検査というのはいろいろな検査の中でもかなり厳

しい方の検査ではないかというふうに思つており

ますので、この辺がどうかと思うのです。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な

商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を

中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に

長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

○田並委員 続いて、やはり幾つか誤解の点につ

いて申し上げたいのですが、我々ずっと通信委員

冊子などにも、例えば分計基準といつておるもの

を明記する等して、皆さんにそういった分計基準

について知つていただくというふうな努力をして

おりますが、基本的には、会計検査院がもう私どもにとりましては大変厳しいチェックを毎年され

ているわけでございまして、恐らくこの検査院の検査というのはいろいろな検査の中でもかなり厳

しい方の検査ではないかというふうに思つており

ますので、この辺がどうかと思うのです。

それともう一つ、定期郵便貯金が非常に有利な商品だということで、確かにこの定期郵便貯金を

中心にして郵便貯金の利用者といつては預金をしておる次第でございますが、十年間という非常に

長い預入期間のために、また大変有利な商品な

ものですから、これまた非常識な話なんですが、将来的には定期郵便貯金が郵便貯金会計にとって赤字をしょい込んで、結果するところ国民にその

ツケが回るのではないか、こういふ悪評伝をされ

ておる次第でございます。まだPR不足で申しわけないと思つておる次第でございます。

○山口(憲)政府委員 郵政事業、大きく三つ事業

をやつておりますけれども、それぞれの事業はそ

れぞれ特別会計を別にしておりまして、明確に区分してやるようになつておる次第でございます。

業を圧迫しているのではないか、こういう物の言  
い方に結びつけて御論議をされるようございま  
すが、この辺についての郵政省の見解を改めてお  
聞きをすると同時に、最後にもう一つ、私は郵便  
貯金の宣伝なんというのは余りテレビなんかでコ  
マーシャルで見たことないのですが、これまたど  
うも民間の金融機関から、郵便貯金の営業につい  
て大分行き過ぎた宣伝広告を実施している、なぜ  
それほどまで官業はしなくちゃいけないんだ、こ  
れまた官業民業論とやかく言われるようござ  
いますので、具体的にどのような現場段階におけ  
る指導をされているのか、あわせてこの三点につ  
いて、省の考え方をお聞かせを願いたいと思いま  
す。

○山口(憲)政府委員 お答え申し上げます。  
まず第一に、いわゆる郵便貯金資金が日本經濟  
にどういうふうなかかわりを持っているかという  
ことでございますが、郵便貯金資金というのは  
日々全額大蔵省の資金運用部に預託をしていると  
いうことでござります。そして、資金運用部へ預  
託された資金はまず第一に財投機関へ融資をされ  
るわけでござりますけれども、その財投機関も、  
資金を眠らすことのないよう、借り入れ後直ち  
に活用しているということござります。これは  
有償の資金でござりますので眠らせるわけにいか  
ないということござります。また、郵政省で  
行ております金融自由化対策資金も、この自主  
運用を通じまして金融資本市場に直接連流をして  
いるということで、これも眠っているということ  
はございません。また、大蔵省の資金運用部に一  
時的に生じた余裕資金も、資金運用部が市中の金  
融機関や日銀を相手といたしまして国債や金融債  
の売買等によって、即日、その日のうちに運用を  
しているということで、これまた眠っているとい  
うふうなことはございません。

こういうふうな形を通じて、御理解いただけま  
すように、郵便貯金資金は国庫にいたずらに眠っ  
ているというふうなことなく、日々市中に還流し  
ております、したがいまして、郵便貯金に資金  
が集まつたということは経済に悪い影響を与える  
というふうなことはないというふうに、これは多  
くの皆さん方もそういうお話を聞いていただいてい  
るところでございます。国庫に眠るというのは、  
貯金の宣伝がなされたとか、品位と節度とい  
う形での宣伝がなされたとか、品位と節度とい  
ういうことでござります。

それから、二点目の獎勵手当の関係でございま  
すけれども、郵便貯金につきましては、我が國唯  
一の非営利の個人専門の貯蓄機関であるという  
目的を持って設置をされておりまして、具体的  
には地域でお客様に採算、不採算のサービスを  
する、あるいは専ら小口個人を対象にサービスを  
する、あるいは国の機関の手元として、その資金  
を公的分野へ長期安定的に低コストで供給する  
いうふうな、そういう使命を果たさせていただい  
てあるわけありますけれども、こうした役割を

果たしていくためには、どうしても、郵便貯金に  
従事する郵便局の皆さん方が地域住民の皆さん方  
に積極的に働きかけをしていただいているという  
この事実に貢うところが非常に大きいかわであり  
まして、こういった職員の皆さん方の積極的、意  
欲的な取り組みによって支えられているんだとい  
うことを私どもは十分に認識いたしまして、そ  
ういった職員の努力に対しまして報いていくと  
いうことでござります。そして、こういった職員の皆  
さんが地域住民の皆さん方に報いていくと、そ  
ういったふうな方法がなかなか採用しにくいといふ  
環境でござりますので、この貯蓄獎勵手当とい  
うものを通じて皆さん方に報いるというふうな形  
をとらせていただいているということござります。

それから、宣伝広告の問題でござりますけれど  
も、郵便貯金の広告と言つてしまつての一番基本  
の考え方とは品位と節度ということでございま  
す。そこで、私は、別に民間の金融機関がいいとか  
悪いとかというのじゃなくて、やはり国民の皆さ  
んは、官業であれ民業であれ、どこが一番国民の  
利益に合致をするサービスを提供してくれるの  
か、あるいは社会経済の発展にどこが一番よく貢  
献をしてくれているのかというのを、金利志向が  
強いですから、こういうものをよく見るとと思う  
ですね。ただ單に今は金利がいいからというだけ  
で、もうこれは昔から郵便貯金につきましては品  
位と節度を持つてというのが広報宣伝の基本の原  
理になつているわけでござりますが、お話しのよ  
うに、一部の郵便局等におきまして行き過ぎた比  
較広告が出たとか、あるいは景品の提供というふ  
うな形での宣伝がなされたとか、品位と節度とい  
ういうことでござります。

周知の関係につきましては、民間金融機関にお  
きましても、ことし四月から「銀行業における表  
示に関する公正競争規約」ということが実施をさ  
れることになりましたので、私ども、この規約  
を頭に置きまして、民間の皆さん方とバランス  
のとれた広告あるいは宣伝というふうな活動をし  
ていただきたいというふうに考えているところでござ  
ります。

○田並委員 わかりましたが、私はもうよく理解  
をしているつもりなんですかね、特に平成五年  
年版の「日本の郵政」というもの、これは郵便事  
業、貯金事業、保険事業、その他財務関係から一  
切合財が一問一答形式で大変読みやすくなっていますね。こういふのはもちろんそれなりの機関だ  
とかいろいろなところへお配りをしているので  
しょうが、せひこういうのも活用して、一層郵  
政事業についての理解を深める努力を、これは郵  
局だけじゃなくて郵政省全体がやはり取り組む  
べきだらうと思うのですね。ひとつ誤解のないよ  
うに。

それで、私は、別に民間の金融機関がいいとか  
悪いとかというのじゃなくて、やはり国民の皆さ  
んは、官業であれ民業であれ、どこが一番国民の  
利益に合致をするサービスを提供してくれるの  
か、あるいは社会経済の発展にどこが一番よく貢  
献をしてくれているのかというのを、金利志向が  
強いですから、こういうものをよく見るとと思う  
だけでももう十二分にその効果を發揮している、

このように思うのです。

そこで、平成三年の一月ですからこれまで余りまだ日数がたっておらないのですが、郵政省として今後、この国際協力、国際貢献を拡充をするための国際ボランティア貯金寄附金の使い道等について、わざかな期間だけでも、いろいろと総括をしてみて、反省すべき点、さらにそれを伸ばそうとする点、これらがあつたらば、ぜひひとつお聞かせを願いたいと思いまして、それともう一つは、我が国の郵便貯金制度というのはかなりすぐれているというふうに世界的に見ても私は思うのです。ですから、このすぐれた郵便貯金の制度を広く海外にも紹介をし、これは押しつけますと自治権の侵害になりますから、紹介をして、ああ、これはいい制度だと思ったら、郵政省もひとつどんん国際協力という格好で応援を行つてもらいたい、支援に行ってもらいたい、このように思つてございますが、この辺について、国際貢献といふ立場で御意見がありましたら伺わせていただきたい、このように思います。

○山口(憲)政府委員 国際ボランティア貯金につきましては、皆さんに大変御支援をいただきまして、制度発足以来二年余りでござりますけれども、一千万人を超えるような皆さん方からの御支援をいたいでいるということです。

一方、国際ボランティア貯金を取り巻く環境といふふうなものを見てみますと、開発途上国ではいまだに貧困や飢えなどに苦しんでいる人々がたくさんおられまして、多くの国で援助を求めていふるという状況でございますし、また、日本のNGOの財政基盤というものは非常に弱いということを感じまして、思うような援助活動もできない状況にあるというふうに私ども認識をしておりまして、こういった状況から判断をいたしますと、国際ボランティア貯金に対する内外からの期待はまだ高いものがあるなどいうふうに判断をしていましたが、いままでの経験から申しますと、金額でありますとか貯蓄銀行というの

ア貯金を通じて、国民の国際貢献への認識がますます深まるようだ、そしてNGOの皆さん方による草の根の国際貢献活動がより一層充実したもの

になります。

それから、郵便貯金自体の国際協力ということ

でございますけれども、我が国の郵便貯金制度と

いうのは海外でも大変高い評価を受けておりま

す。

そこで、郵政省では從来から、英文の郵便貯金

年次報告書というものをつくりまして外国の皆さ

ん方にお配りをしております。また、御案内によ

うに、ISB-Iといつておりますが、国際貯蓄銀

行協会という国際組織がありまして、私も理事を

させていただいておりますけれども、その協会の

活動を通じまして、我が国の郵便貯金の役割や制

度をいろいろお話をさせていただいて、皆様のお

役に立つようにという活動をしているところです

がございます。

その中でも特に開発途上国でございますが、開

発途上国につきましても、我が国の郵便貯金がこ

れまで発展してまいりましたノウハウを提供して

いくということは非常に皆さん方のお役に立つと

いふふうに考えて、いろいろな機会をとらえて、

そういうふうに考えて、いつの間にか六ヶ月

間、六ヶ月据え置き後の払い戻し自由、こういう

商品特性が残されたことはまさに国民にとって

も喜ばしい、重ねてこのように評価をしたいと思

うのです。

何かまだ一部に、郵貯のシフトが抜本的に解決

したのではなくて、定額郵便貯金の最長十年間の

預入期間、これをもつと短縮すべきではないかと

か、六ヶ月の据え置き後の払い戻し自由というの

はやめるべきではないかとか、こういう意見が残

念ながらまだ残っているというふうに聞きます。

そういったノウハウの提供をしておりますが、特

に郵便貯金や貯蓄銀行の幹部の皆さんをお招き

たしまして、そういった郵便貯金事業の経営のノ

ウハウを提供するというふうな形で、為替貯金國

際幹部セミナー、あるいは郵便貯金国際ワーク

ショップというものを実施して、皆さん方に御協

力ををしていくというふうなことでございます。

いずれにいたしましても、個人に対して専門

で、個人に焦点を合わせた活動をしている郵便貯

金でありますとか貯蓄銀行というのは、ある意味

あくまでも、預金者の利益を損なうような形での

商品性の見直しは絶対に行うべきではない、この

ことを私は強く貯金局長に申し入れをしておきましたが、その内容の充実を図つていきたいというふうに考えているところでございます。

○田並委員 ボランティア貯金といい、今の国際

的な機関を通しての我が国の郵便貯金制度の宣伝

といいましょうか、いろいろとやられていること

については、ぜひひとつこれからも積極的に展開

をしていただきたい、このように思うのです。本

来ならば、郵便貯金がやつてているのだから民間

の金融機関もひとつやってやろうかと、このくら

いの意気込みを持ってやれるように、これは大臣

の方に要望しておきますが、ひとつぜひ働きかけ

をしていただきたい、このように思います。

続いて、先ほどもございましたが、金利の自由

化の一環としての定額貯金の金利決定の合意が大

蔵省と郵政省で行われました。その際、定額貯金

の預入期間の十年や、六ヶ月据え置き後の払い戻

し自由という定額郵便貯金の持つている商品特

性、それが維持されたことは非常に評価をした

いと私は思うのです。これは別に郵政省がいいと

か悪いとかじゃないくて、国民が一番望んでいる商

品でござりますから、これがそのままの預入期

間、六ヶ月据え置き後の払い戻し自由、こういう

商品特性が残されたことはまさに国民にとって

も喜ばしい、重ねてこのように評価をしたいと思

うのです。

何かまだ一部に、郵貯のシフトが抜本的に解決

したのではなくて、定額郵便貯金の最長十年間の

預入期間、これをもつと短縮すべきではないかと

か、六ヶ月の据え置き後の払い戻し自由というの

はやめるべきではないかとか、こういう意見が残

念ながらまだ残っているというふうに聞きます。

したがつて、郵政省としては、国民が一番望んで

いる商品として長年親しまれ愛されてきている商

品でござりますから、預金者の利益を損なうこと

のないような形でぜひひとつこの商品性について

は永続をさせ、さらに発展をさせてもらいたい。

そこで、個人の皆様方が預金に対するどうい

うふうに考えておられるか、その根本になつて

いる部分は、一時的に資金が郵便貯金にこの定額

貯金を通じてシフトをするという問題だと考えて

おられます。ただ、このシフトの原因をさらに追求

していくと、近年、平成二年、平成三年に起

して、郵政省といつしましても、国際ボランティ

ア貯金を通じて、国民の国際貢献への認識がますます深まるようだ、そしてNGOの皆さん方による草の根の国際貢献活動がより一層充実したものになるようだ、そういったことにお役に立てれば、今までの国際貢献活動がより一層充実したものになるようだ、そういうふうに考えていいところでござります。

それから、郵便貯金自体の国際協力ということではございませんけれども、我が国の郵便貯金制度と、いうのは海外でも大変高い評価を受けておりまして、非常に多くの照会あるいは訪問等がござります。

そこで、郵政省では從来から、英文の郵便貯金年次報告書というものをつくりまして外国の皆さん方にお配りをしております。また、御案内のように、ISB-Iといつておりますが、国際貯蓄銀行から活動を通じまして、我が国の郵便貯金の役割や制度をいろいろお話をさせていただいて、皆様のお役に立つようにという活動をしているところです。

その中でも特に開発途上国でございますが、開発途上国につきましても、我が国の郵便貯金がこれまで発展してまいりましたノウハウを提供していくことは非常に皆さん方のお役に立つと

いふふうに考えて、いろいろな機会をとらえて、いつの間にか六ヶ月間、六ヶ月据え置き後の払い戻し自由、こういうふうに考えて、いつの間にか六ヶ月間、六ヶ月据え置き後の払い戻し自由、こういうふうに考えて、いつの間にか六ヶ月間、六ヶ月据え置き後の払い戻し自由、こういうふうに考えて、いつの間にか六ヶ月間、六ヶ月据え置き後の払い戻し自由、

このことを私は強く貯金局長に申し入れをしておきましたが、その内容の充実を図つていきたいというふうに考えているところでございます。

○山口(憲)政府委員 定額貯金の問題でございま

すけれども、郵便貯金のお客様というものは個人でござります。個人の皆様方が預金に対するどうい

うふうに考えておられるか、その内容の充実を図つ

いておられるか、その内容の充実を図つてい

ます。この問題を参考にして説明をさせていただきますが、個人の皆様方が預金に対するどうい

うふうに考えておられるか、その内容の充実を図つ

いておられるか、その内容の充実を図つてい

ます。この問題を参考にして説明をさせていただ

きますが、個人の皆様方が郵便貯金に対するどうい

うふうに考えておられるか、その内容の充実を図つ

いておられるか、その内容の充実を図つてい

ます。この問題を参考にして説明をさせていた

ります。この問題を参考にして説明をさせていた

ります。この問題を参考にして説明をさせて

こりました増減、急増急減というふうな問題は、いわゆる規制金利と自由金利が併存する中で金利が不整合になって生じたものだというふうに認識をいたします。そこで、この金利のバランスを確保することによってそういうたいわゆる資金シートというふうなものを回避できるのではないかということと、一定の整理をしたということでござります。

もとより、郵便貯金と民間の金融機関との間の資金の問題は、長い目で見ますと三〇%というふうなことで一定しております。そういうしたことではシフトは起こっているということではございませんで、一時的にこういった金利不整合で起きてているというふうなことでございます。いずれにいたしましても、そういった合意をいたしましたので、定額貯金のいろいろ提起される問題の部分というものが解決をしたということで、実質的にこの定額貯金の問題は解決をしているものというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、今後とも皆さん方に對してニーズにおこたえできるような商品を開発をしてまいりたいと思っている次第でございます。

産形成のニーズに適した商品が定額郵便貯金ですから、ぜひひとつ預金者の利益を損なうような形での見直しは絶対に避けていたくように強く要請をしておきたいと思います。

次に、長寿社会というのはもう既に進展をして、具体的にいろいろな課題が発生をしているわけですが、特に郵政省としてお年寄りの方々あるいは今の若い人たちの老後の生活における経済的な自立に向けての自助努力、これを積極的に支援をするということは当然だと思うのですが、したがって、毎年毎年予算要求の際に、高齢化社会への対応としてのいろいろな施策について要求をしているようですが、特に本年度

金というのを要望しておったようですが、その結果はどうだったのか。今後の取り組みについてもお聞かせを願いたいと思うのです。

それともう一つ。平成五年度予算における金融自由化対策資金の運用対象として今度はC.P.が、法案に出されていますように、一応認められてこれから実施をするということになるわけであります。が、貯金局としてこのC.P.の運用益を平年度どの程度見込もうとするのか、これをちょっとお聞かせを願いたいと思うのです。

それとあわせて、自由化対策資金の運用対象の枠の拡大を郵政省としてはいろいろ考えておつて、それを平成五年度の予算要求という格好で出したようですが、これは認められなかつたものも幾つかあるようございますので、これらについての今後の取り組みについてお聞かせを願いたいと思います。

○山口(憲)政府委員 個人を対象にしている郵便貯金という立場からいたしますと、老後と申しますか、高齢化社会を迎えてどういうふうに商品をつくっていくかというのも大きな課題であるといふふうに思っております。

先ほどの貯蓄広報中央委員会の同じデータでござりますけれども、貯蓄の動機の中で、最近では、不時の備えに加えて一番目に大きな貯蓄動機が老後の生活費ということでございます。したがついまして、私どももこれまで、既に老人になつておられる方々に対しでどういう商品、どういう手当てをしていったらいいか、それから若い皆さういふふうなものを要求いたしました。いわゆる国民一人一人のセカンドライフが大変バラエティーに富んでいるというふうなことがあるのですから、いますけれども、昨年セカンドライフ貯金といふようなものを要求いたしました。

結果的には、残念ながら政府部内での調整がで  
きなかつたということございます。一つには、  
ういう商品設計をしたらどうかということで、ユ  
ニークな商品を要求したわけござります。  
こういう商品は期間がどうしても長くなりまし  
て、二十五年とかというふうに長くなるといふ  
うこと。それから、年二回の変動金利にしてお  
りますけれども、現時点では、いわゆる自由化ス  
ケジュールの中に定期性預貯金の多様化の問題、  
あるいは変動金利をどう導入するか、あるいは保  
険の自由化をどうするかというふうな競合して考  
えなければならないようないふな問題がございまして、  
そういうもののとのバランスをいろいろ研究した  
結果、政府部内で今まで結論に至らずといふこと  
なことで実現を見ていないといふなことでござ  
ります。

それからCPの関係で、この運用によってどの  
くらいの運用益を見込んでいるのかというお話を  
させていただきたいためのものとのバランスをいろいろ  
の使われ方は、いわゆる短期運用で使う、例え  
ば回収金というような、長期にお貸しをしていた  
ものが返ってきた、その資金を次にお貸しするま  
での間短期に回転をさせる、そういう際の道具に  
このCPを使うというふうなものでございます。  
そういうことからいたしますと、この短期運用  
対象の資金の運用額がどのくらいになるかといふ  
のは、そのときどきの金利情勢等によりまして、  
すぐにもう変えるとか、あるいはちょっとしばらく  
く短期で回転しなければいけないといふような状  
況が、予測が非常に難しいといふうこと、そ  
れから各種の短期商品の利回り水準といふうな  
ものも予測がしがたいといふうな不確定要素  
が多くございまして、今回のCPへの運用により

あらかじめ予測をしていくのは極めて困難という  
ことで御容赦いただきたいと思います。ただ、他  
の短期の対象になります商品に比べまして決して  
見劣りのしない金利のついているCPでございま  
すが、最後に、これは「日本の郵政」の中の百一十一  
〇田並委員 以上で大体私の質問を終わるわけで  
れについての、方向だけでもいいですからひとつ  
お聞かせを願いたいと思います。  
現在、郵便貯金の普及であるとか周知宣伝であ  
るとか、利用者へのサービスであるとか、いろいろ  
な多目的で、マルパルク、郵便貯金会館が全国  
十五カ所でしようか、つくられております。これ  
は大体主な場所につくられているということで理  
解をするのですが、これは将来的にもこの十五カ所  
で、ほかは建設をするという予定がないのかどう  
うか。あえて申し上げれば、関東で横浜が一ヵ所  
なんですが、関東というのはかなり広くて人口も  
集中しておりますから、これはやはり北関東に  
もこういう施設があつて当然ではないだろうか。  
これはあくまでも私が埼玉だから言うのじゃなく  
て、群馬もありますし、栃木もありますし、山梨  
もありますし、茨城もありますし、千葉もあります  
す。しかし、交通の便は埼玉が一番いいというよ  
うなことも考えられますので、将来計画等も含め  
て、ございましたらお聞かせを願つて、終わります。  
たいと思います。

○山口(憲)政府委員 おわびさせていただかなければ  
いけませんけれども、先ほどの御質問で一つ  
失念をいたしまして、平成五年度の資金運用対策  
資金の運用対象の多様化ということで五項目ほど  
要求いたしましたけれども、その中で実現をいた  
しておりますのは、先ほどのコマーシャルペー  
パーの関係と、それから外国債の運用範囲の拡大  
の問題でございます。実現を見ておりませんの  
が、地方公共団体、第三セクターへの融資、それ



るのは法人預金でありまして、十三兆七千四百五十六億円のマイナス。一千万以上の大口預金も六千九百四十八億円のマイナスということで、郵貯と競争関係にある小口の個人預金の方はこの十年間で最高に伸びたが、法人と大口預金がそれを大幅に上回って減ったということで、銀行から出ていったというのが実態なんですね。

だから、これを単純に銀行から預貸への資金の  
フローが起きたというふうには言えないと私は思つ  
んですねけれども、この辺はどんなふうにお考えな  
んでしょう。

○山口(憲)政府委員 今お話しのとおり、平成二  
年、平成三年のところの資金の移動というのは、  
一番大きいのは法人預金が大幅にこの平成三年度  
十三兆ほど減ったというふうなことでございまし  
て、今お話しのように、個人の分野におきまして  
は比較的民間の金融機関も堅調であったというか  
たい動きをしていたということが言えようかと思  
います。

そこで、お話をのおり、この法人預金というふうなものは郵便貯金の手の届かない分野の預金でござりますので、そういったものを含めての比較範囲といふのは個人貯蓄という分野で見ましょう。ということでおどもと大蔵省の間では整理がなされているということです。

○菅野委員 ということになりますと、郵政省は、金利の自由化が進めば金融機関の間で競争が激しくなつて預金者国民へのサービスは向上するというふうに説明していらっしゃったわけなんですが、しかし、実態はどうかといいますと、MMCにしても二ヶ月定期にしても、あるい

は貯蓄型(通常貯金)にしても、自由金利商品は預定期も銀行も同じ。今度は定期のこの金利自由化に伴って横並びにするというふうなことではないのかというように思うんですね。金利自由化とは、結局、銀行と郵貯と商品を同じものにして横並びにするということなのかなというふうに田

う  
ん  
で  
す。

うんです。  
そうなりますと、國民たっては、銀行を選んでも郵便局を選んでもどつちも同じということになるわけで、そういう点では本当に金利を横並びにして同じような商品でということになりますと、ちょっと言葉は悪いですけれども、國の機関で談合をやってくるようなものになるのではないであります。

かというふうに思われんんですね。  
しかも、その理由となつてゐるいわゆる資金シ  
フト、これも、本来の郵便貯金が対象にしてゐる  
小口の個人預金、これは今局長もおっしゃいました  
だけれども、圧倒的多数の国民が預けている個人  
預金が引き起こしてゐるのではない。さきに挙げ  
たように、法人と大口預金者による資金シフトが  
はるかに大きな影響を与えてゐるわけなんです  
ね。

結局、この法案による定期預金の金利自由化な  
るものは、つまるところ庶民の貯蓄である定期預  
金や定期貯金の金利、これを相対的に引き下げる  
ね。

そこで、それに対して今回の合意ではこうして、ふうな形での定期貯金の金利の設定の仕方をましようというふうになつてゐるものでございまして、何か金利について談合をするというふうのことと全く違う、どういうふうにしたら正確に口頭の皆さんの金利を私たちの方に正確に反映

ることかできるかといふことでの手たてを講じて、  
その間の手たてを講じて、

いることができるかということでの手たてを講じてございまして、民間の金融機関に対して特段、特別に金利形成に影響を与えて該合的になるうとかというふうなことと全く違うことだというふうに考えております。

が大きいものだということで、そういった形での自由化のメリットを郵便貯金を通じてもやはり届けができるようにしたい、こういうふうに考えているものでござります。

○菅野委員　局長の御説明はそうおっしゃるんですけども、私は実態から見てどうなのかということを質問をしているわけであります。

そこで、大臣の見解も聞きたいと思うんですけども、こういう形で大蔵省と郵政省が事実上、庶民の貯蓄の中心的な商品である銀行の定期預金と郵貯の定期預金の金利を決めてしまうということを、どうお考えになつておられる事か

大臣は、本委員会での答弁で、金利自由化になりますと金利というのは市場の実勢に任せなければならぬ、郵貯というのは國家の管理のもとで市場実勢とは別な金利がつけられるとなると、自由化という意味がなくなるというふうにも言つておられたわけなんですけれども、こういう形でおられたわけなんですねけれども、こういう形で金利決定が金利自由化のもとでの郵貯と銀行の競争の正當な姿と考えておられるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 今後、金融の自由化を目前にせまとして、郵貯としても一つの金融機関として民間とはよって立つ基盤が違いますけれども、

間とは別の形で金利を設定する所もあるらしい。また、民間金融機関とは違う役割もありますし、また、調達コストにしても、貸し出しコストにしてでも民間と同じという形ではなかなか計算にくい。しかし、民間金融機関の市場の実勢にへやせるということは、一つの基準ができた、郵便

はこでも一つの金融機関であるとして、意図するところが

にしても、一つの金融機関であることは、何よりも民間にと相協調して発展するといふわば一つの基盤が整つたということだ。私は画期的なことだと思つて評価しております。

○菅野委員 私たちは、金利自由化、金融自由化によって金融機関の競争は激化するけれども、それは専ら大口の預金や金融の部分で起きまして、結局、小口の国民が本当に多くが依頼している

の預金というのは、その競争の犠牲になると指摘されてきたんですねけれども、まさにその方向に進んでいくとと思うわけです。小口の個人預金の分割化では競争どころか横並びで、金利は相対的に低くなる。しかもそれは、国の管理のもとに置かれて国がつくった計算式に基づいて決定されるというのが、この法案による定額の金利自由化後の実際の姿だというふうに思いますので、こうした法案に対する対応はよしとできないというふうに思うわけあります。

続いて、ボランティア貯金についてお伺いしたいと思うんですけども、郵政省は、ボランティア貯金につつあると思うわけです。小口の個人預金の分割化では競争どころか横並びで、金利は相対的に低くなる。しかもそれは、国の管理のもとに置かれて国がつくった計算式に基づいて決定されるというのが、この法案による定額の金利自由化後の実際の姿だというふうに思いますので、こうした法案に対する対応はよしとできないというふうに思うわけあります。

ア貯金については目標は持たないというふうに国會でも答弁してござりました。今もそう説明していらっしゃるんです。

例えば、この貯金を創設するときの法案審議のときですけれども、当時の成川貯金局長が、職員にノルマを課したりするようなことは考えておられませんといふうにおっしゃっておられましたし、翌年の参議院の遞信委員会でも、当時の松原貯金局長が、私どもはいわゆる業務上必要な日額という意味での目標設定はしておりませんといふうに答えていらっしゃるわけです。さらに、この通常国会での予算委員会要求資料ということで、我が党が定額貯金や国際ボランティア貯金など貯金制度の目標を要求したんですけれども、

国際ボランティア貯金は目標を持っていないといふふうな回答がありました。なぜ目標を持たないかということでは、このボランティア貯金の性格からいうふうに言われております。

集めるものという性格から目標は持つべきでないというふうに理解してよろしいかどうか、お尋ねいたします。

○山口(憲)政府委員 ボランティア貯金につきましては、預金者の自発的な善意によって成り立つ制度でございまして、その普及に当たりましてはお客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であるというふうに考えておりまして、職員の皆さん方にに対する指導もこぎいた趣旨に沿って行っているところでございまして、現実の普及活動もそぞいだ線の上に立って行われているものというふうに考へておられるところでございます。

私も、このボランティア貯金を始めるに当たりまして、できますならばこの制度が全国的に濃淡のないような状況で普及をしていただくということが、新しい制度でございますので、そういうことが必要かなということと、大体こういうふうな目安で置いてくださいというふうなことを置いてはお願いしておりますけれども、これは今申しましたように、ノルマでありますとか、これをやらなければ経営が成り立たないですというふうなことではございませんで、あくまでも、全国的に同じような形でのボランティア貯金が普及するようにならなければなりません。

そういう意味で、先ほどから申し上げておりますように、私は、一つの目安というふうな形でお話はさせていただいておりますけれども、いわゆるノルマのような形で、御無理をお願いしますように思っております。

○菅野委員 今もそういう御答弁がありましたし、また、当時の成川貯金局長も、職員にノルマを課すとかいうことは考えてない、預金者に無理強いすることになってはボランティアという名が廢ってしまうわけでござりますといふやうの中でも、貯金に対する基本的な姿勢としては品位と節度を保つというお考えも局長おつしゃっておられたというふうに思うんですけれども、

も、しかし、国会での答弁にもかかわらず全国の郵便局では、ボランティア貯金の獲得目標、これ局ことはおろか貯金の職員一人一人にまで持たせ制度でございまして、その普及に当たりましてはお客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

お客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であるとお客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

お客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

お客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

も、しかし、国会での答弁にもかかわらず全国の郵便局では、ボランティア貯金の獲得目標、これ局ことはおろか貯金の職員一人一人にまで持たせ制度でございまして、その普及に当たりましてはお客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であるとお客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

お客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

お客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

お客様に制度の趣旨をまずよく理解していただくことが大事でございまして、その理解の上に立つて加入をしていただくということが肝要であると

だから、そういう点では、繰り返しですが、おっしゃっておられる貯金の性格から目標を持つべきでないというふうなことから考えて、この実態、随分性格と違うことが平然とやられていると

いうことがあるわけであります。私は、そういう局で、たまたまこれが目に入らなくて、勝手にこいつがやっていたということだけではないんですね。

それは、第三の資料ですが、「生き生き郵便局」で、たまたまこれが目に入らなくて、勝手にこいつがやっていたということだけではないんですね。

○山口(憲)政府委員 私どもは、ボランティア貯金をお願いする、何といつてもこれは預金者に寄附をお願いするという性格を持っているものでございます。ですから、預金者の皆さん方に十分に御理解をいたいた上で御利用いただく、御加入いただくということが何よりも基本でございまして、御無理をお願いして郵便貯金のイメージを悪くするということになつてはまことに本来の趣旨に合わない、そういうことでござります。

そういう意味で、先ほどから申し上げておりますように、私は、一つの目安というふうな形でお話はさせていただいているんじやないかというふうなことではございませんで、あくまでも、全国的に書いてあります。これは普推進西連絡会の分で三局なんですけれども、それからずっと全部アリア

でございます。こちらについても、郵便貯金業推進計画書というものが、これは平成五年度であります。あらかじめ細かい目標を持っています。それで、達成率を示され、順位までつけられているということなんですねけれども、これでどうして目標を持つていておられるのかなと。この欄にはっきり「目標」と書いてあります。これは普推進西連絡会の分で

三局なんですけれども、それからずっと全部アリアでございます。こちらについても、郵便貯金業推進計画書というものが、これは平成五年度であります。あらかじめ細かい目標を持っています。それで、達成率を示され、順位までつけられているということなんですねけれども、これでどうして目標を持つていておられるのかなと。この欄にはっきり「目標」と書いてあります。これは普推進西連絡会の分で

三局なんですけれども、それからずっと全部アリアでございます。こちらについても、郵便貯金業推進計画書というものが、これは平成五年度であります。あらかじめ細かい目標を持っています。それで、達成率を示され、順位までつけられているということなんですねけれども、これでどうして目標を持つていておられるのかなと。この欄にはっきり「目標」と書いてあります。これは普推進西連絡会の分で

書いてます。

○菅野委員 繰り返しあつしゃつしている、目標を持たないというのはこの貯金の性格からだ。私は

その辺が本当に大事だと思うんですけれども、目

標は、はつきりとした目標という形でなっている。あと、平成三年一月達成したという鹿児島県の下伊集院郵便局の話も五月号にも出ております。そこで、「當業目標等」というところに、きっちりと「目標」というのであるわけです。国際ボランティア貯金の方は三十万二千件、そして「自局」、杉並局ですか、これは千七百二十九件というふうになつております。そして、これ、局ですから国際ボランティア貯金月別・内外別・チーム別・個人別計画額及び推進管理表」となっています。

これには、年間目標千七百二十九、月ごとにチーム別、個人別目標が全部あります。こういうものがやられているわけなんですね。

ですから、おっしゃっておられるよう、いや、ぱくっとした目安は言つてます、まあ局ぐらも含めて随分それが、説得が説教みたいになつて、協力せぬかつたら国際貢献に何かすごく消極的だみたいな、そういうふうな形で随分強制となつて出てきている。私たち、匿名も含めて特定局長あたりからも、本当にちょっと、このボランティア貯金のいろいろな目標を持ってどんどん詰められるのに本当に困るんだという話も、苦情もそこそこいただいているわけなんです。

実態はこういうふうな状況にあります。局長あたりからも、本当にちょっと、このボランティア貯金のいろいろな目標を持ってどんどん詰められるのに本当に困るんだという話も、苦情もそこそこいただいているわけなんです。おっしゃつておられるような目安とかいうふうな程度の問題じゃありません。これははつきりとノルマ、課せられた目標であります。実際は随分違うのではな

いかというふうに思いますけれども、そん邊いか

○山口(憲)政府委員 今お話しの具体的なケースというのは、私今初めてお聞きする部分でございまして、どういう背景あるいはどういう理由でそういうふうな施策が行われているのか、それぞれまた理由があるんだろうと思いませんけれども、私たちとしては、先ほど申しましたような気持ちでこのボランティア貯金の推進を図っているということです。ざいまして、また必要な場合には、私もいろいろ指導というふうな機会もございますので、いろいろ私もお話をさせていただきたいなとうふうに思っているところでござります。

○菅野委員 それでは、今のお話では、国民の善意に依拠した貯金という性格を逸脱するようなことがあってはならない、そして、その国民の善意を逆手にとって商売するというふうな営業姿勢だったら指導していくくといふうに受け取ってよろしくござりますか。

○山口(憲)政府委員 ボランティア貯金の趣旨に即した普及策を展開することにしてまいりたいということです。

○菅野委員 時間が参りましたので、この点でも最後に大田の見解を聞いておきたいと思うんです。が、国会では、目標は持たない、貯金の性格から目標を持つことはふさわしくないということでの答弁もすっとしてこられたわけなんですねけれども、実際はそういう形で各郵便局、そして貯金の職員の個々人まで目標を持たせて、貯金集めをしつつそのことが追求されるという状況があるわけで、本当にそういう点では国会のやりとり、これをしっかりと踏まえた状況で進めていくべきだというふうに思いますし、国会答弁と食い違うような事態というのは直ちに改善するように徹底していただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

○小泉国務大臣 これは自発的な国民の皆さんのお意をうながすか好意に期待している貯金ですか、その趣旨をよく職員も理解して、国民から快く寄附をいただけるような体制をつくっていきました。

○中井委員 法案の質疑に入ります前に、大臣に一点だけ、お尋ねをいたします。

五月七日の閣議において、あるいはまた閣議後記者会見において、またその後何日かたつた、ちょっと手元に資料がありませんが、閣議あるいは記者会見等で大臣がカンボジアのPKO問題で御発言をなすった。朝日新聞などは一面トップで「撤退された対応要請」、こういう形で見出しつて大きく報じられているわけあります。

カンボジアのPKOに参加された中田さん、高田さん、大変悲惨なことであります。私ども本当に何と申上げいいかわからないほどつらい思いをいたしております。同時に、あの二人のお父さん、本当に立派な言動をされて、昔の日本人の武士みたいな対応だな、心から敬服もいたしております。

そういう中で、いろいろな議論があることは私もども承知をいたしております。しかし、大臣として、本当にこういう時期に、国際貢献が緒についたばかりに日本だけが撤退ということを考えられる、このように大田はお思いになつて本当に応を要請をなさつたのか、あるいは大臣の言葉がマスコミ等でそういうふうに報じられたのか、真意のほどをお尋ねいたします。

○小泉国務大臣 我が国のPKO活動の重要性については、私も理解しているつもりであります。しかし、民間ボランティアの中田さんの死、そしてまた文民警察官の高田さんの死を経て、いろいろな議論の中に、PKO活動というものはもともとそのぐらいい犠牲があるのは当たり前ではないのかとか、ある程度危険は覚悟してのことだから若干の犠牲が出てもやむを得ないという説調が一部に出でまいりました。

それを見まして、私は、イラクがクウェートに侵略して、そしてクウェートの自由と平和の回復のために、アメリカを中心として多くの国がある湾岸戦争に立ち向かって、そして昨年のPKO法が成立した約三年間の議論、この国会の議論は何だったのかとよく振り返る必要がある。

私の考えはこういうことなんです。まず、イラクのクウェート侵略によつて、その年の秋に、海部内閣でありましたけれども、国連平和協力法が提供されました。これは廃棄になりました。あの廃棄になった意味というものを考える必要があるんじゃないかな。

それは、日本国民というのは自由とか平和のありがたさというのは十分わかっている。しかしながら、イラクがクウェートを侵略して、クウェートが自由を奪われ、平和もなくなり、多くの国民がイラクにじゅうりんされている。これを救わなきやいかぬということで、アメリカもイギリスもフランスも立ち上がりつた。そして、日本が援助しているバングラデシュまでもみずから軍隊を送つて、あの湾岸戦争を戦つた。クウェートの回復のためにです。これは大変立派なことだと思う。あの方々は、自分の国の自由と平和ではなく復のためにです。これは大変立派なことだと思つた。

しかしながら、これが理解しておられます。そして国会を通過したんです。

そういうときに、今になつてみて、当然危険に入ったということは、それぞれ参加した国は、よそ他の国も自由も平和も大事だ、その回復のために、みずから國の青年の血を流しても自由と平和を回復するんだといって立ち向かって軍隊を送つたのだと私は理解しております。

しかし日本は、憲法の問題もあります、また国民のいろいろな世論の動向もあります。自由と平和の大切さはわかるけれども、日本国民は、よそ他の国が自由と平和を失つた場合に、自国民の青年の血を流してもよその國の自由と平和を回復するためには、そういう活動はできませんということをはつきり言明したのが、私はあの国連平和協力をはつきり言明したのが、私はあの国連平和協法が廃案になつた一つの大きな理由だと思うのです。そのためには、そういう活動はできませんと、その辺はいかがでしよう。

○小泉国務大臣 これは自発的な国民の皆さんのお意をうながすか好意に期待している貯金ですか、その趣旨をよく職員も理解して、国民から快く寄附をいただけるような体制をつくっていきました。

それを見まして、私は、イラクがクウェートに侵略して、そしてクウェートの自由と平和の回復のために、アメリカを中心として多くの国がある湾岸戦争に立ち向かって、そして昨年のPKO法が廃案になつた一つの大きな理由だと思うのです。そのためには、そういう活動はできませんと、その辺はいかがでしよう。

私は、この三年近くの議論で日本政府が国民に、また国会に言つてきましたこと、約束してきたこと、そして現状のカンボジアの情勢、これは国民党は、今一生懸命カンボジアで活躍されている民間に大きな疑いを持たせる状況じゃないのか。ここでしっかりと踏みとどまつてあの議論を振り返つてみよう、そういうことになるんだつたらば、我々は、今一生懸命カンボジアで活躍されている民間のボランティアも含めて、文民警察官も含めて、また自衛官も含めて、危険なことは承知していたでしょう。一般的の国民ができるよう、水もかう勇気はあると思いませんけれども、よその國のい、道路もない、食糧もない、住む家もない、そういうところで一般の人ではできない、訓練された組織でなければできないということで自衛隊に

お願いした。しかし、自衛隊員たって文民警察官だつて、まさか、ある程度の危険は承知しておう、ただろうけれども、命まで失うかもしないといふ、そのような危険を覚悟で出ていったとは私は思っていないのです。

その点をしきり踏まえてやるべきはこれだ  
だめだ。今の出ている人が歐米、あるいは今一統  
の日本以外のPKO隊員と同じ覚悟で出ているの  
だという前提で議論するのは酷ではないか、そ  
ういう議論から、こういう状況になって、冷静に現  
実を直視して分析して、「この際、業務の中止と  
か、あるいは撤退することも、選択肢の一つとし  
て対応するべきではないかということを言ったわ  
けであります。

○中井委員 私は今の憲法で精いっぱい、国民の  
合意の中でいろいろな解釈を時代時代に合わせ  
て、変えずに運用していくばいと考えていま  
す。これが前提の一つです。

大臣の今の御議論を聞いていますと、私どもは湾岸戦争、そしてこのカンボジアのPKO問題、数年間にわたる国会での論議で常に現実的なことを見て法案を、こういう注文を政府・自民党についてまいりました。しかし、いざ法案を作成過程、あるいは法案を国会へ出してそれを審議する過程で、政府・自民党が日本国会独特の論議あるいはマスクミの論議あるいは国民の世論、こういったものに余りにもおもねて、ありもしないことを前提に法案をおつくりになったことが私は根幹だと思う。例えばPKO活動で自衛隊を行かず、安全なんだからと。安全にこしたことはありません。しかし、危険もあるじゃないか。お互世界の常識になっていることをほっておいて、日本国内だけで通用する論議で議論をして押し切つて法案を通して、それが現実に直面して大慌てをしているということが率直な姿だ。

私は、大臣が本当に国際貢献ということをお考えになるならば、閣内でお言いになることはPKO法案の見直しだ、見直しは議論はする、そのことならわかります。しかし、大臣ともあろうお人

かこうして眞理に、しかも現れてお書きの方々に  
そういう中でも一生懸命頑張つておられる、そう  
いう時期に、新聞のトップ見出しになるような形  
で撤退を闇内から言われるというはどうだろう  
う、大変寂しい思いで聞かせていただきました。  
私どもも、今回こういう事件を十分考えなが  
ら、また、これからの中での日本の貢  
献、金も出す、汗も流す、その中で危険なとき  
万一危険なときには、本当に専門家の自衛隊とい  
うものをどういう活用をするんだということをも  
う一度議論し直さなければならない、現実的に議  
論し直さなければならぬと考えています。しかし  
し、ここで撤退だという、小泉さんの湾岸戦争の  
ときの挫折感を含めた思いで言われたことはわから  
りますが、理由はわかりましたけれども、しかし  
私はそのことは、永遠に日本が憲法を改正しなけ  
れば国際貢献できない、人を出せない、こういっ  
たことにつながる、そのことを大変残念に思うわ  
けであります。

○小泉国務大臣 これはPKOの日本の本部としてどういう対応をするか。私は必ずしも出す郵便ではがきとか電話というのをただにするということではなくて、出ていった方の手当をどうするのか、そういう面から考えた方がいいのじゃないか。やはり電話にしても郵便にしても使う方は連絡しますし、これはまた別の問題として、その隊員に対する対応でどういう処遇をするかという面から私は考えた方がいいんじゃないかな。御意見として伺っておきますが、今ここで、それはがきを無料で電話を無料にするとかということとはちよつと、このPKOの要員に対する待遇という問題と絡んできますので、個別にやるというのは私は余りいいことではないな、待遇全体としてしきるべき処置を考えるべきではないか、そういうふうに考えております。

○中井委員 承りましたが、手当は、例えば税金がかかりますし、それから、おかしなことに土曜日は手当がつかないので。そういう

○山口(憲)政府委員 御案内のように、郵便貯金の資金というのとは比較的長期にわたって三割といふふうなことで安定的に推移をしてきておりまして、長期的に見るとバランスが官民の間でとれておきたいというふうに思っております。ただ、平成二年、三年のところで大きな、バランスが崩れましたと申しますか、資金シフトがあつたというのには、これは金利の上昇局面、下降局面という要素が働く中で、規制金利、自由金利というものが併存していたことのためにならが起こって生じたものだというふうに考えておるところでございまます。

そこで、今回の定額貯金の金利自由化によりまして、定額貯金の金利が他の自由金利商品とバランスのとれた金利となるということから、今お話をしたような官民いすれの方向にも私どもとしてはこうしたシフト問題は生じにくくなっているのではないかというふうに考えているのが基本でございます。(中井委員「もし起こつたらどうするのですか」と呼ぶ)

○中井委員 承りましたが、手当は、例えば税金がかかるままでし、それから、おかしなことに土曜日は手当がつかないので。そういうふうとを含めて、個々に郵便切手代を出すというわけじゃなしに、その人たちの出す郵便物を一括で無料にしていいべきですから、方法はあるうかと思います。ぜひお考えいただきますようこの機会に要請をいたしておきます。

はないかというふうに考えているのが基本でござります。(中井委員「もし起こつたらどうするのですか」と呼ぶ) そういうふうに考えておりますので、もし起こつたらというのは万一ということでござりますけれども、これにつきましては、金利の運用によって資金シフトが回避できないというふうなこと、あるいは、小口預金者への自由化メリットの還元でありますとか民間金融機関の自由な競争が

先ほどから御議論を聞いておりまして、資金シフトの問題がござります。この自由化によって資金シフトは理論上起こらない、このようにお考えだということではあります。今まででは民間から郵貯への資金シフト、こういうことを言われておたわけであります。これから自由化の中でいろいろ利息等規制がつくわけであります。そうしますと、逆に郵貯から民間へのシフトというのが起こること、いうことは考えられないのか。もしそういうのが起きたとしたときにはどういう話し合いを行う、そういうルールまでも大蔵省と郵政省との間で話し合われたのか。この二つをお尋ねいた

行われない、そういうことが起った場合には合意全般を見直すことにしておりますので、そういった事態がありましてはもう一度合意を見直すということになりますが、私どもとしては、そういった事態は生じにくいのではないかというふうに見ていくことになります。

○中井委員 これで金利の自由化が七〇%ぐらいは完成したと私ども考えているのですが、残りまます通常の預金の自由化はどういうふうになつていくのか、その場合はどういう形での自由化をお考えになつていらっしゃるのか、お尋ねしたいと願えます。

思います。そういった意味でお考えをお聞かせいい

します。

同時に、民間の自由化いろいろな不満等もございましたが、それほど多くはございません。しかし、民間の金融機関では既に払込み手数料といふのが常識になつてしまいまして、同一銀行内での払い込みも既に手数料を取るというところまで大半が来ております。郵政省の場合においては、そういう形でまだいろいろと民間との違いがありますが、逆に不利になつて、おありであろうが、逆に不利になつて、おなつて、これらをどういうふうに是正しようとされているのか、お尋ねします。

○山口(東)政府委員 お話をのように、残る問題は流動性預金の自由化の問題でござります。

流動性の自由化の第一弾といたしまして、昨年の六月に金利自由化商品として貯蓄貯金といふが売り出され、また、ことしの十月にはこの貯蓄金の商品性を改善したい、端的には最低預入額の引き下げ、それからスイングサービスの実現というふうな中身でございますが、そういう品性の改善を予定しているところでございます。そういたしましてさらに来年中には、流動性預金の完全金利自由化を完了したいというふうにしておりまして、その段階で、現在の規制金利とございます郵便貯金の通常貯金、民間の普通預金を含めて、すべての流動性預金の金利が自由化されるということになるということをございます。そこで、通常貯金の金利自由化に当たりまして定額貯金と同様に郵便貯金法の改正をお願いしなければならないと思つておりますが、預金者のニーズでござりますとか民間の金融機関の動向といふのを踏まえながら、本年末あたりを目指して得るというふうなことで努めていきたいといふに思っております。

う案にけな金考施問内す。年残の内は、利配慮していかなければならぬというふうに思つてゐるところでござります。

それから、手数料という問題が出てまいりますけれども、この問題につきましても、個々の金融機関がどういう哲学をとるかということに大きく影響されるわけでございまして、一つには、要すれば個々のサービスごとにコストを計算していただくのか、総コストの中に入れて全体の原価の中でカバーしていくのか、そういう哲学の違いがあるから、金利につきましても、そういうふうなことだらうと思います。郵便貯金につきましても、そういう点も含めて皆さんの方の理解が得られやすいようなものにしてまいりたいと考えているところでございます。

○中井委員 昨年の年末に成立しました政府の大型の景気対策、補正予算、あるいは今年度の成立しました予算の中におきまして、いわゆる新指定單という形で、郵貯においては四年で一兆円、今年度五千億ですか、簡保では一兆二千億、あるいは予算では二兆円、大きな金額が五年運用という形で新しいスタートをしたわけであります。同時にこれが随分株価の回復にカンフル剤になつておられる、私どもある意味で評価をいたしているわけであります。

そこでお尋ねをいたしますが、郵貯で一兆五千億、簡保で三兆二千億余り運用されておりますこの新指定單、大体どれぐらいの金額で株を運用なさつておるのか。お答えにくい面もあるうかと思ひますが、あえてお尋ねをいたします。

○山口(憲)政府委員 新指定單でござりますが、これは今お話をございましたように、株式の組み入れ比制限をなくしたということと、毎年度の利払いの条件を五年ごとに一括払いに緩和したといふことがその内容でございます。

株式等を保有する際に毎年度ごとに利払いをする  
き出すというのはなかなか困難でございまして、  
私どもも運用対象の多様化ということで株式にあ  
一つの関心を持ってきておりましたけれども、そ  
ういった意味での運用しにくい部分というのが  
ございましたけれども、今回の新指定單によりま  
して五年の間にキャピタルゲインを得ればというう  
うな形になりますので、かなり運用しやすくなっ  
てきましたということがございまして、そういったこ  
とから総合経済対策の中でも、株式につきま  
して、そういう新指定單を導入することによって利  
便貯金の資金が株式の方にも回りやすいような環  
境整備が図られた、こういうことござります。  
今お話しのように、四年度の新指定單につきま  
しては、当初三千五百億円、その後補正予算成立し  
後の十二月でございますが六千五百億円を投じま  
して、一兆円をこの新指定單に入れております  
し、また平成五年度につきましては新指定單に五  
千億円を投入することにしておるところでござい  
ます。

そこで今、この資金のうちどのくらいの部分が  
株式に充当されているのか、こういうお尋ねでござ  
いますが、一つには、事柄の性格上、日々運用  
がなされているということからなかなか固定し  
くいという要素がござりますけれども、それによ  
増しまして、実はこの資金が株式とのくらい回り  
ているのかということが市場に与える影響が非常  
に大きいということ、それからまた、私どもは各  
個々の幾つかの信託銀行にお願いをしてこの運用  
をしていただいているわけでござりますけれども、  
も、そういった個々の信託銀行の投資マインドに  
も影響を与えるというふうなこともございまして、  
これまでこの公表は差し控えさせていただいて  
いるということございまして、ぜひ御理解を  
賜りたいと存じます。

○中井委員 公表できないというのならやむを得  
ませんが、実は私前々から、運用の利回りとい  
のを本当にどうしておるのだろう。例えば、平成  
三年度などでも六・〇三%、運用収入七千八百

用課二十五、六人前後の人事費等をお持ちだといふことでありますから、とにかく信託銀行から株式会社からオール赤字の中で、よっぽど優秀な方がおられて運用されているのだなと驚異の思いで見ておるものでありますから、そういう意味で運用の中身をお聞かせをいただけたらと思い、質問をいたしました。これからも、政府が圧力のものでもうけておるのだと言われるこのないよう御努力をいただきながら、運用の実を上げていただきますよう、この際要望いたしておきます。

時間がありませんので最後に、大蔵委員会では去年、金融の自由化ということで、かなり枠を撤廃する、垣根を外すということでいろいろな法律を成立をいたしました。その中で、例えば協さんやら労働金庫も外為業務ができる、こういうことになりました。郵政におきましても、かつて法案が通過して、あるいは法案にはなかったかもしれないが、五年計画で毎年百局ずつぐらい外為業務の取扱局をふやす、こういうことを進めておられます。しかし、本当に官民あるいは金融業界全体、郵政省も含めて平等な形での競争ということなら、これだけ海外へ行く時代、また、これだけ利用者が全国にある郵便局にこの外為業務の窓口、局をもつと速いスピードでふやさなければならぬのではないか、このように思いますが、いかがですか。

○山口(憲)政府委員 外貨両替業務につきましては、平成四年度で現在二百局で取り扱っておりませんけれども、約八万三千件、総取扱金額は七十四億円というふうな形になっているところでござります。

これから取扱郵便局の増加ということをいいますけれども、こういった実績あるいは利用の動向というふうなものよく見定めながら検討してまいりたいと思っておりますが、さしあたりまして、この平成五年度夏を目途といたしまして、さらに六十局を新規に取扱局としてふやす準備を今しているところでございます。

○中井委員 終わります。

○鷹井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○鷹井委員長 本案について、日本共産党から討論の申し出がありました。先刻の理事会で協議の結果、御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鷹井委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○鷹井委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、佐田玄一郎君外三名から、附帯決議が付されしとの動議が提出されています。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大木正吾君。

○大木委員 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を説明申し上げます。

○鷹井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鷹井委員長 起立多数。よって、本動議のとおり可決いたします。

融サービスの開発・拡充に努めること。

金融自由化の趣旨が預金者の利便向上にありますことを踏まえ、商品・サービスを一層充実し、個人預金者の利益の増進を図るよう努め、特に、定期郵便貯金については、預金者の利益を損なわないよう、十分配意すること。

一 金融・経済環境の変化に的確に対応し、郵便貯金の一層有利で安全確実な運用を図るために、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行い、郵便貯金資金を地域の振興等に活用できるようにするなど、資金運用制度の一層の改善・充実に努めること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合・公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係るものであります。案文は、当委員会における質疑などを勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省かせていだきます。

○鷹井委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

終わります。

○鷹井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鷹井委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鷹井委員長 起立多数。よって、本動議のとおり可決いたします。

ざいました。(拍手)

○鷹井委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鷹井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

生命保険については、加入申し込み時に保険契約者の健康状態について告知を受けるようにするこ

と等であります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からといたします。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えるものであります。

〔報告書は附録に掲載〕

○鷹井委員長 簡易生命保険法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、簡易生命保険福社事業団法及び簡易生命保険各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。小泉郵政大臣。

○小泉国務大臣 初めに、簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、近年における保険需要の動向にかかるがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るために、所要の改正を行おうとするものであります。

これは、加入者の福祉の増進を目的とする民法第三十四条法人が行う加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易生命保険福社事業団の業務に追加することを内容としております。

次に、簡易生命保険法の一部改正の内容について申し上げます。

これは、加入者の福祉施設を加入者以外の者に利用させる場合の規定について、簡易生命保険福社事業団の行う助成金の支給については適用しないこと

とすることを内容としております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からと





又は外国法人の発行する証券又は証書で前号に規定する約束手形の性質を有するもの

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るために、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第一条 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設で政令で定めるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 老人福祉施設、診療施設、保養施設そ

の他の簡易生命保険の加入者の福祉を増進するための設備を備えた施設で政令で定めるもの

□ 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定

の他の簡易生命保険の加入者の福利を増進するための設備を備えた施設で政令で定めるもの

(簡易生命保険法の一部改正)

第二条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の施設」を「第一項の施設(簡易保険福祉事業団法第十九条第一号に掲げるものを除く。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2

郵政大臣は、前項の施設のうち、簡易保険

福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)

第十九条第一号に規定するものの設置及び運営を簡易保険福祉事業団に行わせるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るために、加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団に行わせるものとすることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年五月三十一日印刷

平成五年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E